

たるも尙七億四千九百萬圓に上り、其の占むる本邦總輸入額に對する比率も大正二年に於て一割六分に過ぎざりしものが、大正九年には三割九分に倍増し、昭和四年にも二割九分の多きを占む。右輸入増進の原因は本邦に於ける織維工業發達の結果北米合衆國より棉花の輸入が激増せると石油、木材(殊に關東大震災後)、自動車等が本邦一般工業の發達と共に需要增加せる爲めである。之に反し亞細亞諸國よりの輸入増進は必ずしも米國、濠洲方面の如く多からず大正二年に三億四千八百萬圓なりしものが、大正九年には九億四千三百萬圓に激増せるも、昭和四年には八億五千四百萬圓に減少した。從て占むる本邦輸入貿易上の比率も大正二年には四割七分の多きを示したるものが、大正九年には早くも四割に減少し、昭和四年には三割九分に漸減の勢を續けた。

而して上記貿易情勢の結果として本邦は亞細亞諸國、阿弗利加諸國に對しては工業品の輸出、原料品の輸入よりも多きが爲め常に輸出超過、歐羅巴、亞米利加、大洋洲諸國に對しては原料品及機械類の輸入増加に拘らず是諸國への本邦工業品の輸入進捲せざる爲め常に輸入超過の狀態を示すに至つた。而も右形勢は大戰後歐羅巴、亞米利加、濠洲等の諸國に於て本邦輸入品に對し關稅引上げ其の他種々の方法により輸入制限を爲すに至りたるにより益々助長せられ、之に反し亞細亞、阿弗利加諸國に對しては戰後に於て列國との條約關係上大体に於て本邦よりの輸出品に對し寛大なる待遇を與へたが故に益々輸出超過の形勢を馴致した。

如上本邦貿易が大体に於て亞細亞、阿弗利加諸國に對しては輸出超過、歐羅巴、亞米利加、大洋洲諸國に對する輸入超過の現象は大戰後に於ける國家經濟主義の擡頭により愈々甚しきに至り、而も昭和年代に入ると支那、印度等の亞細亞諸國も亦歐米諸國の聲に倣ひ國家經濟主義の下に本邦品を排斥するに至りたるに依り既に本時代の末葉に於て本邦としては從來に於ける如く單純なる通商自由主義を固守すること難く戰後條約改正方針第一、末段を活用し本邦輸出貿易擁護の爲め單純通商自由主義より互惠協定主義に轉換せざるべからざること歴然たるものがあつた。

### 第三節 戰後條約改正方針の決定

#### 第一款 條約改正調査委員會の審議經過

外務省に於ては戰時戰後に關する施設を調查せしむる爲め大正五年十一月本野外相時代に臨時調査部の設置を見たるが、大正六年中戰後條約改正事務を擔當せしむる爲め右臨時調査部の擴張を見るに至りしことは前に述べたる通りである。更に後者の爲め大正七年十二月二十七日勅令第三百九十八號を以て内田(康哉)外相時代外務大臣を委員長とする臨時條約改正調査委員會設置せられた(附記参照)。右は小村條約改正時代明治四十一年勅令第二百五十號を以て設置せられたる條約改正準備委員會官制に其範を採りたるものである。而して臨時條約改正調査委員會は第一乃至第十四小委員會に分れたるが、第一小委員會に於ては條約上外國人に許與すべき職業權、產業權の範圍(委員長横田法制局長官、委員古賀拓殖局長官、菊地外務省參事官、川島外務事務官、森理財局長、黒田大藏省參事官、山内司法省參事官)、第三小委員會は(一)朝鮮に於ける關稅制度殊に陸境特別關稅制度設定の要否、(二)帝國植民地殊に關東州、南洋占領地等に内地同様の條約を適用するの可否(委員長古賀拓殖局長官、委員埴原政務局長、田中通商局長、川島外務事務官、森理財局長、黒田大藏省參事官、神輶大藏書記官、山内司法省參事官、道家農務局長、八木農務書記官、藏川農務書記官、若宮管船局長)、第四小委員會(一)戰後經濟恢復期間聯合國間に於ける天然資源の交換其の他相互優遇に關する方針、(二)關稅協定並最惠國待遇に關する方針、(三)英帝國特惠制度問題に關し採るべき措置(委員長幣原

外務次官、委員古賀拓殖局長官、埴原政務局長、田中通商局長、大野外務書記官、川島外務事務官、齋藤内務省參事官、松本主稅局長、森理財局長、黒田大藏省參事官、神鞭大藏書記官、矢部大藏技師、道家農務局長、岡本商工局長、八木農商務書記官、藏川農商務書記官、若宮管船局長)、第五小委員會(獨墺に對する通商條約締結方針、(2)無條約國及新興國に對する通商條約締結方針(委員長幣原外務次官、委員埴原政務局長、田中通商局長、松田大使館參事官、大野外務書記官、川島外務事務官、松本主稅局長、黒田大藏省參事官、神鞭大藏書記官、矢部大藏技師、山內司法省參事官、道家農務局長、岡本商工局長、八木農商務書記官、若宮管船局長)、第六小委員會(日支間に特殊の通商協定を締結するの可否、(2)支那釐金及輸出稅廢止に對する方針、(3)支那内地の全部又は一部を本邦人の居住、企業の爲に開放せしむべき方法(委員長幣原外務次官、古賀拓殖局長官、埴原政務局長、田中通商局長、岡本商工局長、岡本外務事務官、松本主稅局長、森理財局長、神鞭大藏書記官、矢部大藏技師、山内司法省參事官、道家農務事官、川島外務事務官、齊藤内務省參事官、森理財局長、山内司法省參事官、岡本商工局長)、第八小委員會「ダンピング」其の他經濟上の不正なる競争手段に對し帝國の採るべき方針(委員長神野大藏次官、委員田中通商局長、川島外務事務官、松本主稅局長、神鞭大藏書記官、鈴木特許局長、藏川農商務書記官、若宮管船局長)、第九小委員會永代借地權の處分方法(委員長高橋内閣書記官長、委員古賀拓殖局長官、松田大使館參事官、川島外務事務官、松本主稅局長、森理財局長、黒田大藏省參事官、山内司法省參事官)、第十小委員會關東州及特殊利益を有する地域の生産物優遇方法(委員長神野大藏次官、委員古賀拓殖局長官、埴原政務局長、田中通商局長、菊地外務省參事官、川島外務書記官、松本主稅局長、森理財局長、黒田大藏參事官、神鞭大藏書記官、山内司法省參事官、道家農務局長、岡本商工局長、八木農商務書記官、藏川農商務書記官、若宮管船局長)、第十一小委員會敵國臣民との間に締結せられたる契約にして國家的利益を害するものを解除するの可否方法(委員長鈴木司法次官、委員菊地外務省參事官、森理財局長、黒田大藏省參事官、山内司法省參事官、岡本商工局長、鈴木特許局長、八木農商務書記官、若宮管船局長)、第十二小委員會敵國人の勢力の下にある内國法人に對し制限を加ふるの要否(委員長犬塚農商務次官、委員古賀拓殖局長官、松田大使館參事官、川島外務事務官、黒田大藏省參事官、八木農商務書記官、若宮管船局長)、第十三小委員會(原產地表記に關する條約に加入するの可否、(2)敵國人の保有する工業所有權著作權處分に關する方針(委員長犬塚農商務次官、委員菊地外務省參事官、川島外務事務官、齊藤内務省參事官、黒田大藏省參事官、神鞭大藏書記官、山内司法省參事官、岡本商工局長、鈴木特許局長、藏川農商務書記官、若宮管船局長)、第十四小委員會沿岸貿易を外國船に許與する可否(委員長中西遞信次官、委員古賀拓殖局長官、埴原政務局長、田中通商局長、川島外務事務官、松本主稅局長、黒田大藏省參事官、神鞭大藏書記官、八木農商務書記官、若宮管船局長)に分掌調査を爲さしめたるが、右諸問題の外講和會議の經過如何により時宜に應じ調査項目を追加せしむべき意向であつた。

尙本調査委員會は特殊の審議方法を採用し豫め其の議事規則中「委員會へ特定事項審議ニ付小委員會ヲ設クルヲ得、小委員會審査ノ結果ハ會長ノ裁量ニヨリ之ヲ委員會ノ議ニ付セサルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ會長ハ審査ノ結果ヲ各委員ニ通知スルコトトス」と定め、小委員會の決議を其の儘本委員會の決議として採用することとした。右は本調査委員會總會を開催するの煩を省かんが爲めであつた。本委員會は右議事規則により其後總會の開催せらるゝことなく各小委員會夫れ自身又は必要ある場合には他の小委員會と合同して審議を進むることとした。依て以下に各小委員會活動の模様のみを概説する。蓋し是等小委員會決議を一貫せる根本は、戰時及戰後に於ける本邦の對外經濟發展に對應せしめるが爲め、世界の各方面に對して通商の自由、機會均等待遇の確保を求むると共に右帝國の外國に對

する自由開放の主張を容易ならしめんが爲め、本邦側に於ても通商自由主義に依り貨物に對しては輸出入禁止制限を爲さず、關稅は國內産業の保護及財政上の必要が許す限り最低限度に之を定めしめ、外國民に對し入國を自由にして、又内地に於ける旅行、居住を確保し、企業權の範圍を擴張し、更に進んで相互主義の下に外國人に對し土地所有權、外國船に對し沿岸貿易權を開放せんとするにあつた。因に本調査委員會は一應調査議題の審議を終りたる後大正十四年外務省臨時調査部と共に廢止せられた。

## 参考

## 一 臨時條約改正調査委員會官制

第一條 臨時條約改正調査委員會は外務大臣の監督に屬し時局に伴ふ通商條約の改正締結其の他之に關聯する諸般の事項を調查審議す。

第二條 臨時條約改正調査委員會は會長一人委員三十人以内を以て之を組織す。

特別の事項を調查審議する爲臨時委員を置くことを得。

第三條 會長は外務大臣を以て之に充つ。

委員は外務大臣の奏請に依り關係各廳高等官の中より内閣に於て之を命ず。

臨時委員は外務大臣の奏請に依り學識經驗ある者の中より内閣に於て之を命ず。

第四條 會長は會務を總理す。

會長事故あるときは外務大臣の指名する委員其の職務を代理す。

第五條 臨時條約改正調査委員會に幹事若干人を置く外務大臣の奏請に依り關係各廳高等官の中より内閣に於て之を命ず。

幹事は會長の指揮を受け庶務を整理す。

第六條 臨時條約改正調査委員會に書記を置く外務大臣之を命ず。

書記は會長及幹事の指揮を受け庶務に從事す。

## 附 則

本令は公布の日より之を施行す。

條約改正準備委員會官制は之を廢止す。

## 二 臨時條約改正調査委員會構成

會長 外務大臣  
委員 内閣書記官長  
法制局長官

拓殖局長官

外務次官、外務省通商局長、外務省政務局長、外務省條約局長、大使館參事官、外務書記官(兼幹事)、外務書記官

内務次官、内務省參事官  
大藏次官、大藏省主稅局長、大藏省理財局長、大藏省參事官、大藏書記官(兼幹事)、大藏技師

司法次官、司法省民事局長

農商務次官、農商務省農務局長、農商務省商務局長、農商務省工務局長、農商務省特許局長、農商務書記官(兼幹事)

遞信次官、遞信省管船局長

幹事 内閣書記官、法制局參事官、拓殖局書記官、外務書記官(三名)、内務書記官、大藏書記官、司法省參事官、農商務書記官(二名)、遞信書記官

三 臨時條約改正調査委員會審査事項案

備考 本審査事項案は本委員會官制制定の必要を説明する爲め起草せられたるものとす。  
(一) 日露通商航海條約に關聯する諸問題

日露通商航海條約は大正六年十月二十四日露國假政府より廢棄の通告あり本年十月二十三日に至り失效すべきにより露國に於て各國の承認する政府確立次第露通商航海條約を再訂せざる處新條約は戰爭の結果變更を生じたる諸種の事情を考慮し適當の條款を設くるの必要あり從つて右新日露新通商航海條約中に規定すべき事項に關し調査審議を盡くすの要あり。

(二) 日伊通商航海條約の改訂に關聯する諸問題

日伊通商航海條約は大正五年十二月伊國政府より廢棄の通告あり大正六年十一月末日消滅の筈なりし處大正六年十二月中暫定取極をなし差當り本年十二月末迄之を延期したるが同條約は戰爭中は暫定取極により一年宛效力を延長し得べきより右第五條以外の後に於ては戰後の經濟狀態及戰後に於ける彼我の經濟政策に適應する様改訂せらるべき運命にあるを以て右日伊條約改訂に當り採るべき我方針並規定すべき事項に付調査審議を要す。

(三) 日佛條約廢棄問題

本年九月四日附を以て佛國政府は日佛通商航海條約第五條及之に 聯する附屬議定書を本年九月十日より起算し一年後に失效せしむべき旨通告すると同時に新條約締結の期に至る迄暫定取極により現存の事態を繼續すべきにより右第五條以外の諸條項をも消滅せしむることに關し帝國政府の同意を得度き旨照會し來れり從つて右に關し佛國政府の希望を容るべきや否や並戰後改正せらるべき日佛條約の締結に關し採るべき方針に關し調査審議を要す。

(四) 戰後に於ける英國の經濟政策に關する諸問題

英國政府は戰後英帝國間に特惠制度を樹立し又聯合各國に有利なる待遇を與ふると共に現在の敵國は之を經濟上區別的に待遇せんとするの意圖を有し戰争による不可抗力を理由として同國が現に諸國との間に有する最惠國條款の適用を事實上に於て停止せんとするの意図あり右は戰後に於て何等かの形式を以て實現を見るに至るべき英帝國內の特惠制度と共に帝國政府に於て慎重調査審議し其の對應策を講ずるを要するものなり。

(五) 巴里經濟會議の決議に關聯する諸事項實施に關する方針の決定

(六) 獨逸との通商條約

戰後國交回復の場合には獨逸及塊洪國と通商條約を締結するの必要ある處泰西諸國に於ては戰後此等の諸國と通商條約を締結するに當り此等の諸國に最惠國待遇の均霑を許さざるに止まらず或は此等諸國の輸入品に對しては特別の附加税を賦課せんとし或は此等諸國に對し原料品の供給を禁止せんとし或は此等諸國に對して聯合國側の經濟聯盟を結ばんとするの計畫あり從つて帝國に於ても此等四圍の狀況を斟酌し戰前に存在せし彼我の條約の條項と多少趣を異にする條約を締結するの必要あるなきを保せず從つて此等の事項に關し調査審議の上帝國政府の方針を一定するの必要あり。

(七) 外國船舶に沿岸貿易を開放すべきや否やの問題

戰前に於ては外國船舶が帝國內の沿岸貿易に從事することは國法を以て之を禁止したるが戰爭以來帝國の海運業は偉大なる發展を遂げ今や戰前に比し事情を異にするに至れるのみならず他方從來沿岸貿易を外國船舶に開放せし英國領土中例へば濠洲及印度の如き戰後相互の條件によるにあらざれば若は絕對に他國船舶に各自の領土内の沿岸貿易を禁止せんとするの傾向あり事情此の如きに付本問題に關し慎重審議調査の上我方針を決定し我海運業の維持發展に資する措置に出づるの要あり。

(八) 佛領印度に於ける我貨物の差別的待遇問題

佛領印度支那に於ては佛本國及植民地よりする輸入貨物は悉く之を無稅とし又支那產品に對しては特別低率の稅率を設くるに對し其の他の國よりする貨物は不利益なる輸入稅率の適用を受けつゝあり右は特に我國の貨物を差別的に待遇するを以て趣旨とするものにして帝國政府は再三佛國政府に對し我貨物の最惠國待遇に付交渉する所ありたるも佛國政府は對内政策の關係上我要求を應諾せず今日に至り居る處本件は佛國側が飽迄我要求に應ぜざる際に處すべき帝國政府の方針を決定し之に臨むに非れば到底之が滿足なる解決を見ること能はざるを以て此際本件に關し調査審議を盡くし我方針を一定するの必要あり。

(九) 英國の海外領土に於ける本邦人及本邦貨物の待遇問題

日英條約に加入し居らざる英國の海外領土中印度を除くの外本邦貨物は歐米產貨物と均等待遇の保障なく又例へば南阿聯邦、濠洲等に於ては本邦人は亞細亞人として入國、居住、營業等の關係に於て歐米人に比し劣等に待遇せられ居るの現状な

り右は帝國の體面及利益より考ふるも將又日英兩國の特殊關係に顧みるも改善を要する所なるに付此際調査審議の上右に關する帝國政府の方針を一定し置くの要あり。

(イ) 戰後に於ける原料品共同管理問題

英佛政府の方面に於ては戰後重要原料品を列國共同機關の管理の下に置き先づ之を聯合國及中立國の需要に保留し餘剰あるに非れば之を現在の敵國に與へざらしめんとするの企圖あり既に英國側より彼の原料品を共同管理機關の下に置き聯合國內に在りては戰爭の打撃を受けたる程度の大小に順應して其分配を調節せんことを提議し來れるに付右に關する政府の方針を一定し之に臨むの必要あり。

(ロ) 外國人土地所有權法の改正並實施問題

外國人土地所有權法は不備の點渺からざるの理由により今日尙實施に關する勅令の制定を見るに至らざる處とを今日の儘に放置するに於ては土地問題に對する諸外國との交渉上不利益なるに付之を實施するが爲めには如何なる改正を加ふべきやに關し調査審議を要す。

(ハ) 支那に於ける釐金廢止、領事裁判權撤去等の問題

支那は既に聯合與國の一員として參戰し列國の支那に對する態度自ら舊日と面目を改めたるの今日帝國に於ても日支間の大局上より見て列國に率先して釐金廢止、領事裁判權の撤去等を圖らざるべからざるや否やは慎重なる研究をするものなるに付此際右廢止文は撤去の方法其他之に伴ふ諸般の事項を早きに及んで調査審議をなすの要あり。

(カ) 遷羅に於ける領事裁判權の撤去問題

朝鮮、臺灣、關東州等に内地と同様の條約を適用するの可否

(キ) 朝鮮に於ける關稅據置期限滿了後滿鮮國境特別稅制設定其の他外國との關係に關し條約上の措置を講ずるの要否

(ク) 日支間に特殊通商制度を設くるの可否に關する調査

(ク) 戰時戰後の對外經濟關係に適應すべき關稅制度及關稅定率に關する問題

(オ) 其の他戰時戰後に於ける對外經濟施設に關し外國と交渉を要する諸般の事項に關する必要なる調査

第一小委員會審議事項

條約上外國人に許與すべき職業權產業權の範圍

第七小委員會審議事項

外國人の處遇及其の勞働制限に關する方針

(甲) 條約若くは慣行に依り居住の自由を有せざる外國人の居住及營業に關する明治三十二年勅令第三五二號は如何にせば之を廢止し得べきか。

(乙) 外國人入國法を制定するの要否並に現行外國人入國に關する内務省令改正の要否。

(丙) 現行法に於て外國人に制限又は禁止し居る職業及產業の範圍如何。

(丁) 現行法に於て外國人に對し制限又は禁止をなし居る職業權及產業權にして該制限及禁止を解除又は寛大なる規定に改正し得べきものなきか。

(戊) 現行條約に於ては外國人に對する職業權及產業權の附與に付ては無條件最惠國待遇を規定し居る處之を相互條件の下に外國人に開放するの方針又は相互的最惠國待遇の規定に改まるの可否（漁業權、鑛山權等に付き特に研究を要す）

の如く廣汎なるものであつたが、先づ右に對し外務省側幹事より左の如き説明書の提出があつた。

第七小委員會議案(甲)及(乙)に對する積極論(明治三十二年勅令第三五二號の廢止及現行外國人入國令の改正を必要とする理由)

一 現今各國に於ては外國人入國法を制定して其の入國を制限し居るも一旦入國を許可したる外國人は其の國內に於て一般國法の定むる所に従ひ居住移轉及營業の自由を有し得るものにして特に特定國の或種外國人の居住營業の自由を制限するが爲我國現行の明治三十二年勅令第三五二號の如き法制を有するものなし。而して今回日米間に於て交渉中の北米合衆國新移民法は本邦移民の入國に關し差別的待遇を規定するものなる處同國に於ては現に入國後の外國人中特に支那人等に對し登録制度を採用し居り、勞務長官は之を東洋人一般に及ぼし本邦移民の同國に居住するものに對しても亦登録制度を採用すべしとの說を述べたることある處、我國に於て居住支那人の取締に付右勅令第三五二號の如き差別的法制を有するに於ては、合衆國側をして本邦人に對して此の如き取締方法を適用するも國際禮讓乃至正義衡平の觀念に反することなしとの理由を以て對抗し來り、結局本邦は有力なる抗議を爲し得ざる嫌なしとせず。殊に在留支那人のみに對し此の如き差別待遇を實行するは日支通商條約第一條(備考六参照)の精神に違反する虞なしとせず。

二 外國人の居住、移轉及營業に對し差別的規定を存するの外交上面白からざることは以上の如くなるが、支那人労働者の内地に於ける労働を制限することは依然我國社會公安上及労働問題の見地より必要なりと認めらる。依て明治三十二年勅令第三五二號は此の際之れを廢止すると共に現行外國人入國令(大正七年內務省令第一號)を改正し其内に支那人労働者の入國をも効的に制限するが如き一般的規定を設け、右一般規定中に列國の法制を參照し例へば持參金の要求、教育試験の實行、或は入國數の制限等により差支なき程度に支那人其他の外國労働者一律制限禁

止すること、改むるを可とす。從て右の如き外國人入國制限に付て此の際特別の立法を爲すこと可然く、之れが爲めには更に特別委員會を設けて之が具體案を研究報告せしめ改めて之を審議すること可なるべし。

#### 備 考

##### 一 外國人の居住及營業等に關する件(明治三十二年七月二十八日) 勅令第三百五十二號

朕樞密顧問の諮詢を經て條約若くは慣行に依り居住の自由を有せざる外國人の居住及營業等に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ。

第一條 外國人は條約若くは慣行に依り居住の自由を有せざる者と雖も從前の居留地及難居地以外に於て居住、移轉營業其他の行為を爲すことを得但し労働者は特に行政官廳の許可を受くるに非ざれば從前の居留地及難居地以外に於て居住し又は其業務を行ふことを得ず。

労働者の種類及本令施行に關する細則は内務大臣之を定む。

第二條 前條第一項但書に違背したる者は百圓以下の罰金に處す。

#### 附 則

第三條 本令は明治三十二年八月四日より施行す。

第四條 明治二十七年勅令第百三十七號は本令施行の日より廢止す。

##### 二 外國人の居住及營業等に關する施行細則(明治三十二年七月二十八日) 内務省令第四十二號

明治三十二年勅令第三百五十二號條約若くは慣行に依り居住の自由を有せざる外國人の居住及營業等に關する施行細則左の通定む。

第一條 明治三十二年勅令第三百五十二號第一條の労働者は農業、漁業、鑛業、土木、建築、製造、運搬、挽車、仲仕業其の

## 第五章 戰後條約改正時代

四四六

他雜役に關する勞働に從事する者を云ふ但し家事に使用せられ又炊爨若くは給仕に從事する者は此の限りに在らず。

第三條 勞働者に與へたる許可是廳府県長官に於て公益上必要ありと認むるとときは之を取消すことを得。

### 三 内務省訓令第七二八號（明治三十二年七月二十八日）

今般勅令三百五十二號を以て清國臣民無條約外國人の居住營業等に關する件制定相成體内務省令第四十二號を以て其施行細則相定候處右は主として清國勞働者を取締るの主旨に有之即ち彼等は風俗を素るの處有之候のみならず帝國勞働者と業務上競争の結果軋轢を生じ産業社會に紛擾を來すは勿論延て公安秩序を害するに至り可申候に付省令第二條に該當する勞働者は雜役に從事する者を除くの外總て從前の居留地及雜居地以外に於て居住し其業務を行ふことを許可すべからず又雜役に從事する者は當分の内一々本大臣の指揮を待て許否すべし而して無條約外國人及無籍外國人は從來の經驗に因るに之が制限を嚴にせざるも取締上差支無之候に付勅令第一條に依り許可を願出る者あるに於ては公安若くは風俗を害する處ある者又は居住後自活の途なき者に非ざれば總て許可せらるべし。

明治三十二年七月二十八日

内務大臣

廳府縣長官宛（東京府を除く）

四 内務省訓令第一九號（大正元年十一月十六日）

支那人にして帝國內に居住し雜役勞働に從事する者に對しては明治三十二年七月訓令第七二八號に依り出願の時に本大臣に稟請の上處理相成居候處自今左記の者に限り稟請を要せず直に許否方取計ふべし。

大正元年十一月十六日

内務大臣

廳府縣長官宛（東京府を除く）

一 理髮從業者

一 料理從業者

五 外國人入國に關する件（大正七年一月二十四日 改正大正十年四月省令第一二二號）

外國人入國に關する件左の通定む。

第一條 本邦に渡來する外國人にして左記各項の一に該當すと認むる者は地方長官（東京府に於ては警視總監以下之に倣る）に於て其上陸を禁止することを得。

一 旅券又は國籍證明書を所持せざる者

二 帝國の利益に背反する行動を爲し又は敵國の利便を圖る虞ある者

三 公安を害し又は風俗を紊る虞ある者

四 浮浪又は乞丐の常習ある者

五 各種傳染病患者其他公衆衛生上危險なる疾患ある者

六 心神喪失者心神耗弱者貧困者其他救助を要すべき虞ある者

前項第一號の旅券又は國籍證明書は本人の寫眞を添附したる者にして本國官憲の發給に係り且本邦上陸前一ヶ年以内に在外帝國大公使又は在外帝國領事館の査證を經たるものに限る。

第二條 帝國臣民の入國に關し旅券又は國籍證明書の提示を必要とせざる國の臣民又は人民に付ては特に前條第一項第一號に關する規定を適用せざることを得。

第三條 本邦に渡來する外國人は當該警察官吏の請求に應じ旅券又は國籍證明書を提示し及第一條第一項各號其他必要なる事項の調査に關する推問に對し眞實なる陳述を爲すべし。

第四條 前條に違背し又は他人の氏名を記載したる旅券又は國籍證明書を使用し若くは虛偽の方法に依り旅券又は國籍證明書の査證を受けたる者は地方長官に於て上陸を禁止し又は帝國領土外に退去を命ずることを得。

第五條 本令の規定は帝國に駐在する外國大公使大公使館員外國領事官領事館員並に其家族及外國政府の公務を帶ぶる者に之を適用せず帝國港灣に寄港する外國船舶の乗組員に付亦同じ。

## 附 則

本令は公布の日より之を施行す但し旅券又は國籍證明書に關する事項は大正七年二月一日より之を施行す。前項但書の期日に於て本邦渡來の途中にある外國人にして本令第一條の旅券又は國籍證明書の發給又は査證を受くること能はざる事由ありと認むる場合に於ては本令第一條第一項第一號に關する規定を適用せざることを得。

## 六 日支通商航海條約

明治二十九年（一八九六年）七月二十一日北京に於て署名

## 第一條

大日本國皇帝陛下と大清國皇帝陛下との間竝に兩國臣民の間に永遠無窮の平和及親睦あるべし而して兩國臣民は各々兩締盟國の一方に於て其の身體及財產に對し等しく完全なる保護を享有すべし。

右積極論に對しては、内務省側幹事より左の如き反対意見があつた。

## 七 小委員會議案(甲)及(乙)に對する消極論

(甲) 明治三十二年勅令第三五二號の主旨は支那人労働者の勞働を制限するに在り。而して其の主旨は日支兩國間の特殊の關係に基くものなり。

其の特殊の關係及理由は

- 1 日支兩國の條約上竝地理上及產業上の關係に基き主として支那人労働者のみ其の適用を受く。
- 2 支那人労働者の勞働を制限するは内地労働者の保護を必要とするが爲めなり。
- 3 其の他

## イ 公安の維持の爲

帝國労働者と業務上競争の結果軋轢を生じ產業社會に紛擾を來す虞あり。

支那人労働者は内地人と風俗習慣の差異甚だしく集團的生活を爲し特殊なる部落を各地に生ずるは好しからず。

支那人労働者は窃盜賭博阿片吸飲誘拐等の犯罪多からず。

## ハ 衛生保健上の見地より

支那人労働者は衛生思想甚だ低く一般衛生上殊に各種傳染病の豫防上都會地等に部落生活を爲すは好しからず。  
故に本勅令は廢止すべからず。

(乙) 外國人入國法を制定し之に明治三十二年勅令第三五二號の主旨を規定するときは同勅令を廢止するも可なるべきも現在の状況は之を以て同勅令の目的を達し難し。

其の理由とする所は

- 1 明治三十二年勅令第三五二號と大正七年内務省令第一號（現在の外國人入國令）との主旨は全然異れり。即前者は支那人労働者の内地に於ける勞働を制限せんとするに反し後者は一般外國人の入國の許否を決するに止れり。
- 2 入國後の労働者に轉ずる者を防ぎ難し、而して現在支那人に其の例最も多し。
- 3 勞働者の入國を禁止するも不正入國者を防止し難し、現在労働者は入國に際し種々なる方法を講じて商人其他を装ひ入國する者甚だ多し。

然るに其後に於ける國際情勢は前に述べたる如く本邦國民の對外經濟發展の對象たる米國、豪洲、加奈陀等は本邦人の入國に對し種々の制限を加へ土地の所有及借地竝に各種職業權、產業に對しても大戰後益々制限を加ふるに至つた。更に支那は大正四年の所謂二十一箇條に關する條約中に於て、滿洲に於ける日本人に對し商租權を許したるに拘らず右商租の實行は全然實行不可能となつた。即ち講和會議後に於ける世界の情勢は本邦の希望するところと全然逆行し、國家經濟主義の下に各國は益々閉鎖的經濟政策を採用するに至つた。從て本兩小委員會に於ける外務省側開放意見は採用せられず左記決議を見るに至つた。

## 臨時條約改正調査委員會第一及第七小委員會審議事項に關する決議（大正十三年

十一月二十二日決議）

一 外國人の處遇並其の勞働制限及取締に關する方針如何は我が國產業上及外交上極めて重大なる關係を有するを以て關係各廳の間に於て之が方法を研究し其の結果に依り必要ある場合には現行法令の存續又は改廢に付更に審議を行ふこと。

二 條約上外國人に許與すべき職業權產業權の範圍に關し一定條件の下に現行制限又は禁止を緩和すべき否や並之を緩和する場合に於ては之が條件をも定め置くことは各國との條約改正上極めて必要なりと認めらるゝに付關係各廳の間に之が審議を行はしむること。

第二小委員會審議の題目となりたる外國人土地所有權法改正の件に付ては次の如き經緯がある。明治四十四年小村條約改正の際帝國政府は諸外國との間に完全なる對等條約を締結する目的としたるに付本邦に於ても一般文明諸國の例と等しく外國人に對し土地所有を許與すべきことを關係國政府に對し通告した。明治四十三年相互主義による外國人土地所有權法の公布を見るに至つたのは之れが爲めである。然るに同法制定の際司法當局は充分其の審議に預らざりし關係上同法正文には法的に見て不充分なる個所があるにより其の儘實施するを得ずと主張した。之れが爲め同法は明治四十三年之れが公布を見るに至りたるに拘らず、爾來實施期を明記する關係勅令の公布を見ざることとなつた。然るに右の如き理由の下に明治四十三年の外國人土地所有權法を小村條約實施後尙未實施の下に置くは、帝國の國際的信義にも悖る次第であつた。依て本小委員會をして充分に審議せしめ要すれば同法に對し根本的修正を加へたる後出來得るだけ速に之を實施せしめんことを欲したものである。而して本委員會審議の結果適當なる修正を爲したる上速に實施すべき爲め大正八年九月十六日左の如く決議した。

## 一 明治四十三年法律第五十一號外國人の土地所有權に關する件は之に改正を加へたる後實施するの必要あり。

## 一 改正の要綱左の如し。

- (イ) 第一條に於ては相互主義を採用すること。
- (ロ) 同條中住所及居所に關する制限は之を撤廢すること。
- (ハ) 帝國の臣民又は法人の土地所有權享有に付條件及制限を附する國に屬する者の帝國に於ける土地所有權の享  
有に付ては勅令を以て同一又は類似の條件及制限を附することを得べき旨の規定を設くること。
- (二) 地域に依り帝國の臣民又は法人の土地所有權の享有又は其の條件及制限に付規定を異にする國に在りては其の各地域に付本法を適用すべき旨の規定を設くること。
- (三) 第二條中北海道、臺灣及樺太を削除すること。
- (ハ) 朝鮮は本法施行の除外區域と爲さざること。
- (ト) 第三條第二項の規定は前掲「ロ」の趣旨に依り之を削除すること。
- (チ) 土地所有者の相續人其の他の包括承繼人たる外國人又は外國法人が土地の所有權を享有することを得ざる場合に關し第三條第一項と同趣旨の規定を設くること但し讓渡期間に付ては斟酌を加ふること。
- (リ) 外國人又は外國法人が土地を譲渡せざる爲其の所有權國庫に歸屬する場合に於て其の土地に付第三者に對抗することを得べき權利を有する者は國庫に對し其の權利を行ふことを得べき旨の規定を設くること。
- (ヌ) 前項の場合に於て外國人又は外國法人が國庫に歸屬したる土地の上に建物を所有するときは國庫は其の土地の上に地上權を設定したるものと看做すべき旨の規定を設くること。
- (ル) 第三條第三項の場合に於ては國庫は損失を補償して原始的に土地所有權を獲得するものなることを明にする

こと。

然るに條約改正調査委員會に於て右決議を爲したる後關係當局に於ては更に右決議に對し再審議を加ふるを欲するに至つた。即ち第一條に規定する相互主義は實行困難なる爲め之を絶對的規定とせず、帝國に於て必要とする場合に限り之を主張し得べき任意的條件に改むることを欲した。右方針の下に改正外國人土地所有權法案は帝國議會の協賛を經て大正十四年四月一日法律第四十二號を以て公布せられ、大正十五年十一月十日より實施を見るに至つた。同改正法を摘記すれば次の如くである。

外國人土地法  
(大正十四年四月一日)  
(法律第四十二號)

第一條 帝國臣民又は帝國法人に對し土地に關する權利の享有に付禁止を爲し又は條件若は制限を附する國に屬する外國人又は外國法人に對しては勅令を以て帝國に於ける土地に關する權利に付同一若は類似の禁止を爲し又は同一若は類似の條件若は制限を附することを得。

第二條 帝國法人又は外國法人にして社員、株主若は業務を執行する役員の半數以上又は資本の半額以上若は議決權の過半數が前條の外國人又は外國法人に屬するものに對しては勅令の定むる所に依り之を其の外國人又は外國法人と同一の國に屬するものと看做し前條の規定を適用す。

前項の資本の額又は議決權の數の計算は勅令の定むる所に依る。

第三條 外國の一部にして土地に關し特別の立法權を有するものは本法の適用に付ては之を國と看做す。

第四條 國防上必要なる地區に於ては勅令を以て外國人又は外國法人の土地に關する權利の取得に付禁止を爲し又は條件若は制限を附することを得。

前項の地區は勅令を以て之を指定す。

前項の規定に依る權利の譲渡なかりし場合に於て其の權利の處分に關し必要な事項は勅令を以て之を定む。

前二項の規定は土地に關する權利を有する者の相續人其の他の包括承繼人が本法に依り其の權利を取得することを得ざる場合に之を準用す但し第一項に規定する期間は之を三年とす。

第一項及前項に規定する期間は通じて三年を超ゆることを得ず。

第七條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む。(大正十五年勅令第三百三十二號を以て同年十一月十日より施行す)

第八條 本法の施行に伴ふ不動產登記法に關する特例は勅令を以て之を定む。

第九條 明治六年第十八號布告及明治四十三年法律第五十一號は之を廢止す。

第十條 明治三十二年法律第六十七號中「土地ノ抵當權者ナル外國人カ」を「抵當權者カ抵當權ノ目的タル權利ヲ享有スルコトヲ得サル場合ニ於テ」に、「抵當不動產」を「抵當權ノ目的タル權利」に改む。

第十一條 民法第九百九十條中「日本人ニ非レハ享有スルコトヲ得サル權利ヲ有スル場合」を「國籍ノ喪失ニ因リテ其有スル權利ヲ享有スルコトヲ得サルニ至リタル場合」に改め「日本人ニ」を削る。

第三小委員會に於ては大正九年八月二十八日になると朝鮮併合の際舊韓國との諸條約國に對して爲したる關稅協定十ヶ年据置期間滿了することとなるから其後如何なる措置を探るべきやを審議するにあつた。右据置期間滿了を期し、朝鮮に對し臺灣同様に取扱ひ明治四十二年本邦關稅定率法を實施し、同時に朝鮮と日本内地及臺灣との間に於ける關稅障壁を撤廢することは一般に考へらるゝところであつた。併し其の結果として朝鮮總督府に於て多大の財政收入を減少せしむる點と、又未だ農耕時代にある朝鮮に對し工業國たる本邦同様の關稅制度を布くことの朝鮮住民の爲め不利益を醸す虞ある點に付種々の議論があつた。結局審議の結果馬、綿羊、飼料、礦油、コークス、木材等朝鮮の民生上必要なる少許の物品に對し特例を設けたる外原則として前記四十三年の本邦關稅定率法を其儘朝鮮に實施することゝし、又内鮮間關稅撤廢に基く總督府の歲入減に付ては本國政府より朝鮮總督府に對する財政補給金額を増加することにより調節することゝなつたのである。同時に鮮滿陸境關稅に付ても從來の所謂沿江稅等による特例を廢止し、之に代へ朝鮮陸境關稅令を公布することゝなつた。之亦其の内容は前記少數の特例を設けたる外全部本邦關稅定率法を襲踏せるものである。

審議題第二項に關しては南洋委任統治地域に對しても、本邦同様の關稅定率法を實施すべきことを決議し、之に反し關東州に於ては依然自由港制を維持せしむることを決した。即ち大正九年七月三日決議は左の通りである。

#### 朝鮮に於ける關稅制度殊に陸境特別關稅制度設定の要否に關する臨時條約改正調査委員會決議事項

韓國併合に關する宣言に依る朝鮮關稅据置期間は大正九年八月二十八日を以て満了するに由り之を期とし速かに國內關稅制度統一の趣旨を貫徹せしむる爲概略左記要項に依り其の制度を改廢し内地（臺灣及樺太を含む以下同じ）朝鮮間に於ける關稅牆壁を撤廢するを可なりと認む。

#### 記

##### 第一 關稅法及關稅定率法は大正九年八月二十九日より之を朝鮮に施行すること。

但し朝鮮に於ては產業其他民度の現況等に鑑み特殊の物品に付輸入稅を低減若は免除すること。

第二 内地に於ける移入稅は大正九年八月二十八日限り、朝鮮に於ける移入稅は大正十年三月三十一日限り之を廢止すること。

第三 陸境關稅に就ては改正定率に依る外從來の例に依ること。

**備 考** 内地朝鮮間に於ける關稅率並消費稅の差異を調節する爲朝鮮に於て別に出港稅を設くるものとす。

第四小委員會に於ては審議事項第一に付、巴里經濟會議に於て承認したるが如く大戰後一定期間聯合國間に天然資源の交換を容易ならしむるの方針を探るべきことを可とし同時に、大戰後に於ける關稅問題等に關しては敵國又は中立國等に對し何等の差別待遇を設けざるを可とした。從て本方針の下に原料品分配等の問題に付ては國際聯盟經濟委員會及國際經濟諸會議に於て伊太利委員の主張を支持することゝした。尤も右原料品分配の問題に付ては大戰後に於ける世界經濟の不振により各國は寧ろ原料品の生産過剩に苦しみ、之れを如何に措置すべきかが重大なる問題となつた。伊太利等原料を必要とする國に對し如何にして右原料購入に要するクレデットを供給するかが緊急の問題となつた。

審議事項第二、關稅協定問題に付て我に不利なる日英小村協定は之が廢止を可とするも、本邦輸出貿易の增進上必要とする限り双務主義の下に之が締結を可とすることに決議した。最惠國待遇に對しては陸境關稅に對し特惠を設くるの餘地を認むる外無條件主義採用を可とし又英帝國特惠關稅制の如きは最惠國待遇の違反と認むべきことに方針を決した。尤も右後者の方針を強硬に主張するの可否に付ては、政治上の理由より慎重なる注意を要するものと認められた。

實際問題としては英國が特惠關稅を設くるに對し、主義上之れに反對すると共に之れが爲條約を廢棄するが如き措置を探らず外交上の交渉を以て其の特惠の範圍を出来るだけ減少せしめ、本邦輸出貿易上の不利を緩和するに努むべきものとした。即ち大正十一年十二月十九日決議は次の如くである。

### 第一 日英關稅協定に關する方針

一 日英通商航海條約に對しては我より進んで廢棄の通告を爲さず下記方針に依り第八條のみの廢棄又は修正を爲すこと。

(甲) 外交上支障を生ぜざる限り第八條の規定は之を全廢するを可と認むること。

(乙) 外交上必要ある場合には協定を爲すこと、但し現行日英協定品目より二九八番(綿織物)の一の乙(綿天鵝絨)、二九八番の七の甲の二の乙(細地金巾)、二九八番の九の丙の内甲の三の乙に該當するもの(染め又は加工したる綿織子及「綿イタリヤンス」の一部)及四六二番(鐵)の四の乙の二(鐵鍛板)を削除したるものを以て限度とすること。

(丙) 現行日佛協定の例に準じ協定の形式は一定條件の下に國定稅率の上下に對應し得べきものとなし又協定は短期の豫告を以て廢棄し得べきものとすること。

(丁) 上記(乙)(丙)方針に基き英國よりの輸入品に對し協定を存續せしむる場合には本邦輸出品に對する無稅拘束は從來通り之を存續せしむべく、又出來得べくは近時に於ける兩國間の貿易關係の實況に鑑み新たに綿「メリヤス」製品、貝製鉢釦等を追加し且つ協定の形式は全然相互的に爲すこと、但し彼我交渉の都合によりては羽二重、羽二重手巾及眞田を除きたる爾餘の品目は強て其協定の存續を主張するの要を認めざること。

二 日英條約交渉に當りては出來得べくは關東州及南滿洲鐵道附屬地製產物の輸入稅率に對し除外例を設くること。

とに付英國政府と了解を遂ぐること、其交渉の模様に依りては佛、伊其の他の諸國との間にも右に關し適當の措置を講ずること。

### 第二 日佛關稅協定に關する方針

一 日佛現行條約及協定稅率は暫らく現行の儘に据置くこと、但し出來得べくは極東產綿織物に對する不利益な

る待遇を除去すること。

### 第三 日伊關稅協定に關する方針

日伊現行關稅協定は現日佛協定の例に準じ歩合協定に改むること、但し成るべく公用綿布及織子に關する協定は稅番二九八の九の丙に對する日英協定に關するものと同様に處置するの要あること。

第四 本邦輸出貿易の獎勵其の他必要ある場合には他の諸國に對しても相互的基礎に依る稅率に關し短期間の協定を妨げざること、尤も已むを得ざる場合の外日佛協定の例に準じ歩合協定主義を採用すること。

第五 最惠國條款は無條件主義を可とするも出來得る限り帝國と特別經濟關係を有する接壤地域の製產物に對し優遇の餘地を設け得べき方策を講ずること。

第五小委員會審議事項第一に關し舊敵國側に對し本邦等は講和條約實施後五ヶ年間片務的最惠國待遇の權利を有することとなつたが、右五ヶ年満了後に於ては舊敵國側との間に最惠國待遇の交換を基礎として新條約を締結するの必要が認められた。更に獨逸との新條約中に於てはダンピング貨物の輸入防止の目的を以て適當の措置を採るの自由を留保するの必要が認められた。

審議事項第二に關しチエツコ、ポーランド、ユーゴー等の新興國との間にも最惠國待遇を基礎とし、新通商條約綱

結の必要が承認せられた。只是等諸國は國家の基礎未だ堅固ならざる關係上、外國人、外國貨物に對し種々の禁止制限を設け居れるが爲め、明治四十三年小村・日英條約に於けるが如き通商自由の主義に基づく諸規定を包含する新條約の締結を困難ならしむる事情があつた。即ち是等諸國との新條約に於ては入國、居住、企業、沿岸貿易、輸出入禁止制限の撤廢等の諸事項に關し單なる最惠國待遇の獲得を以て満足せざるべからざる状態であつた。即ち本小委員會決議は次の如くである。

#### 獨壇に對する通商條約締結方針（大正十三年十月六日決議）

一 獨壇に對しては戰爭の爲め失效となりたる明治四十四年又は大正元年締結の通商航海條約を基礎とし之に帝國經濟事情の變化に伴ふ必要なる事項殊に左記各項の修正を加ること。

甲 稅率に關しては最惠國待遇の交換に止め稅率の協定は少くとも當分の内之を爲さること。

乙 輸出入制限禁止に關しては相互に最惠國待遇を確保すること、尤も國家存立の基本を爲す重要産業確立の爲め特に必要なる場合には右特定物品の輸入に關し制限禁止をなし得るの權利を留保すること。

丙 織織物其他主要本邦品の輸入制限を少くとも或程度迄解除せしむるに努むること。

丁 條約有效期間は短期に止むるも差支なきこと又關稅及輸入禁止に關する事項は本條約中の他の條項とは離れ短期の豫告を以て何時たりとも廢棄し得べき仕組となすこと。

二 明年一月十日以前に本條約の成立を見ざる場合には右條約の實施を見る迄前記方針に軒格せざる程度の暫定取極を締結すること。

#### 三 「ハンガリー」「ブルガリア」に對しても大體前記方針を以て新條約を締結すること。

#### 新興國に對する條約締結方針に關する決議事項（大正十年十一月廿四日決議）

歐洲大戰に依りて興隆したる諸國に於ては戰後既に數年を閱し國內秩序も漸く安定に嚮へるを以て今や専ら意を對外貿易發展に向け之が準則たるべき通商條約に就きても歐洲列強との間に之が締結の交渉を開始し既に之が調印を了したるものあり、帝國に對しても戰爭中羅馬尼亞より條約締結方提議し越し、最近に於ては「チエッコ・スロヴェニア」國亦在本邦同國代表者を通じて具體的に條約談判開始方申入の次第ありたり、元來帝國の對外條約は其の主なるものは這次の大戰以前の締結に係るを以て右大戰に基く國際經濟關係の變動に伴ひ早晩之が改締を爲すを要すべく、右改締の方針に就ては目下條約改正調査委員會に於て審議續行中にして未だ議了に至らざる事項多きを以て此際右諸國の提議に應じ交渉を開始するは時期尚早の感なくむばあらず、然れども一方此等諸國に對し列強に劣らざる地歩を占め貿易上新なる地盤を開拓するには今日を以て好機と爲すべく、大戰以來頓に敦厚を重ね來りたる此等諸國との親交に資する所も亦尠少ならざるべきを以て、何等かの形式に依り彼我の間に條約關係を設定すること機宜の處置をるべきを以て此際過渡的方法として左記の方針に依り新興國よりの申出に應するを妥當とすべし。

(一) 新興諸國とは追て條約締結根本方針決定の上改めて完全なる通商條約締結の交渉を爲すこととし、此際は右條約締結に至る迄の暫定的の協約を締結し置くこと。

(二) 右暫定的の協約には別に存續期間を設けず短期の豫告を以て何時にも之を廢棄し得ることとし、以て將來に於ける列強との條約改締談判に累を及ぼさざる様留意すること。

(三) 新興國中同盟及聯合國と條約の締結ある國に對しては船舶の待遇、通過の自由、外交官及領事官の特權等に付保障あるを以て帝國に對する關係に於ては敢て新協約に右に關する規定を設くるの要なきも、大體に於て新協約は可成各般の事項に亘る規定を設け日白暫定取極の如き簡単なる形式は之を探らざること。

(四) 關稅に關する事項に就きては我國は此等の新興國に對し條約上何等の保障なきを以て本協約に於ては輸出入

稅、内國稅其の他通商に關する一切の事項に付最惠國待遇の交換を爲し他國に比し貿易上何等の不利を受くることなき様努ることを要す。

第六小委員會審議事項第一に關し、本邦は諸外國との通商條約に於て無條件最惠國待遇を約し、又支那と列國との條約中に於ては外國の通商に對し機會均等門戸開放を約し居る關係上日支間に特殊互惠關稅協定を締結することは甚だ困難なるものと認められた。僅に滿鮮間の陸境經由貨物に對し支那に於ける他の國境の例に倣ひ三分の一減稅の特惠を設け得るに過ぎざることが明かとなつた。依て右鮮滿國境經由貨物中未だ右三分の一減稅の行はれるる間島方面經由輸出入貨物に對し大正八年五月三日支那との取極を以て大正二年の協定による安奉線經由輸出入貨物に對すると等しく右三分の一減稅を適用することとなつた。然るに其後右兩協定は大正十一年華府關稅條約第六條により廢止を餘儀なくせらるゝに至つた。

審議事項第二に關し大正十年六月二十九日付を以て本委員會は支那の釐金廢止關稅引上問題に關し決議をし右決議は同年十一月十一日より開催せられたる華府關稅會議に對する帝國政府の方針となつた。而して右華府關稅條約第一條に於ては不取敢支那關稅を現實從價五分に引上ぐることを、第二條に於ては釐金廢止の爲め至急北京に於て特別關稅會議を開催すべく、又同會議に於ては一九〇二年英支マツケイ條約により右釐金稅廢止の對價として支那の現行關稅從價五分を一割二分五厘に引上ぐることを規定し、更に第三條に於ては右釐金廢止に至る迄の暫行措置として從價二分五厘の附加稅（奢侈品は從價五分）設置を承認した。即ち同會議の決議は本邦方針に比し支那に對し甚だ寛大なものであつた。依て本委員會に於て大正十三年六月三十日付を以て再び同一問題に關し審議を重ねたる後決議するところあつた。然るに右華府條約の結果開催せられたる大正十四年十月北京關稅特別會議に於て、帝國政府は支那の好意を博せんが爲め支那の關稅引上げに關し綿密なる條件を定めたる本委員會決議を一擲し外債整理、互惠關稅條約の締

結の二條件の下に自ら進んで支那の關稅自主權承認を提議し、米國等の支持により會議に於て採用せられた。其の結果昭和四年一月一日より支那國定關稅實施せられ同五年三月十一日日支互惠協定假調印同五六日實施せらるゝこととなつた。

審議事項第三に付て支那に對し治外法權撤廢を承認せざる以上内地開放を求むること困難なりしが故に此際の暫行措置としては、支那に於ける開港場の地域を擴張せんことを欲したるも、支那に於て到底之を承諾せざる爲め間接的に國際協力の形式を以て内地開放の目的を達せんが爲め、前記華府會議の際に於ては幣原代表の支那門戸開放の要求の宣言となり、又國際聯盟經濟委員會に於ける外國人待遇條約の締結の爲め國際會議開催の努力となりたるも、孰れも何等效果なかりしものである。敍上本邦對支通商政策の背景となりたる大正十年六月二十九日及同十三年六月三十日付本委員會決議を示せば次の如くである。尙前決議は華府會議に於ける帝國方針の基礎となりたるものであり、後者は右華府會議の決議を參照して定められたる新方針である。

#### 支那釐金廢止關稅引上問題に關する決議（大正十年六月二十九日決議）

支那に於て外國との輸出入品に對する釐金及一切の内地課稅を撤廢する曉には日本政府は右輸出入品が該撤廢の爲現實に負擔の輕減を受くる範圍内に限り規定の輸出入關稅上に附加稅を新設することを左記條件の下に承認すること。

- 一 支那政府は向ふ二ヶ年以内に條約所定の義務中商標法を實施し並度量衡及幣制の改革に關し關係列國の満足すべき計画を立つること。
- 二 附加關稅率は輸出入品共物品の性質に依り差等を設け酒、煙草等の奢侈品に重く、必要品に軽く、原料品に對しては之を免ずること。

三 支那内地製產洋式貨物及外國輸入品と競争する一切の貨物に對しては「マッケイ」條約第八條第九項規定の趣旨を基礎とし同種外國輸入品に對する附加稅設置と負擔の均衡を得せしむる様生產稅又は之に代はるべき課稅制度を設け且之が實行に關し關係列國に満足すべき保障を與ふること。

四 内外品均等待遇の趣旨に依り前項掲記の外支那國內公私有鐵道及汽船會社の運賃其の他名義の何たるを問はず一切の負擔は同種内國產貨物に對するものよりも重からざらしむること。

五 支那政府は同ふ二年以内に前記各項實現に關し具體案を提出すべく右提出の上は本件審議に關し専門家より成る列國委員會を開催すること。

#### 支那釐金廢止關稅引上問題に關する方針（大正十三年六月三十日決議）

##### 第一 積金廢止關稅引上問題

(一) 積金及之に類する一切の内地課稅の廢止に代るべき關稅引上の程度は釐金制度廢止に因る支那歲入缺陷の一部を充當する趣旨に於て成るべく輸入稅に付ては平均從價五分、輸出稅に付ては同二分五厘以内の限度に於て之を定むこと但し已むを得ざる場合に於ては輸入稅に付ては平均從價七分五厘の限度迄之を認むるも差支なきこと。

(二) 附加稅率は物品の性質に依り差等を設け、輸入稅に付ては酒煙草等の奢侈品に重く、輸出稅に付ては原物品に對し之を減免すること（但し暫行附加稅の場合に於ては酒煙草等の奢侈品に付ては一律從價五分以内、其の他の貨物に付ては一律從價二分五厘とする事）

(三) 支那内地生產洋式貨物及外國輸入品と競爭する一切の貨物に對しては「マッケイ」條約第八條第九項規定の趣旨を基礎とし同種外國輸入品に對する附加稅設置と均衡を得せしむる様生產稅又は之に代るべき租稅を課せ

しむること。

(四) 支那國內公私有鐵道及汽船會社の外國輸入品に對する運賃其の他名義の何たるを問はず一切の負擔は同種内國產貨物に對するものよりも重からざらしむること。

(五) 支那人工場に對する特別免稅又は獎勵金制度は同一條件の下に之を外國人人工場にも均霑せしむること。

(六) 關稅引上げの際釐金廢止の外支那をして外國人の居住、旅行、營業並に貨物の輸出入及輸送の自由に付條約上負へる義務（不當課稅の匡正及外支人合辦企業に關する制限撤廢の問題を含む）を確認し且確實に之を履行するの措置を講ぜしめ且左記支那内地に於ける通商發展及富源開發に對する障害を出來得る丈除去せしむること。

(七) 數類輸出禁止の主義を緩和せしむると共に輸出入禁止品目を限定し原料品は右品目より削除せしむること。

(八) 食料品及原料品の輸出稅を減免せしむること。

(九) 外國人に對する鑛山採掘其の他の企業經營上の制限を緩和せしむること。

(十) 開港場及商埠地に於ける外國人居住地域の範圍を相當條件の下に擴張せしめ且商埠地内並に開港場及商埠地の近接地域内に於て外人人工場經營の自由を相當なる條件の下に確認せしむること。

(十一) 支那現行噸稅制度を改善するの措置を講ぜしむること。

##### 備考

(1) 支那關稅特別會議の際支那商標法實施に關する問題の解決を計ること又度量衡及貨幣制度の改革に關する問題は我より條件として提出を要せざるもの別國より提議ありたるときは右に基き更に審議すること。

(a) 沿岸貿易税の廢止は我より條件として提出するの要なきも別國より提議ありたるときは我が他の主張に影響を及ぼさざる限り之に同意し差支なきこと。

(b) 關稅引上に因る增收額及右に關聯して設定せらるべき内國稅に因る增收は釐金廢止及稅制の改廢に因り生ずる財政上の缺陷に充當すると共に支那財政を安固ならしむるが爲に最も有效確實なる目的及方法に使用せしむること。

- (c) 二分五厘附加稅及奢侈品五分の特別附加稅は下記條件の實行並前記(c)(d)及(e)所載其他支那が條約上負へる義務（排貨問題を含む）の確保を條件として之を同意すること。
- (i) 商埠地域内に於ける外人の工場經營及外支人合辦企業に關する制限を撤廢せしむること。
  - (ii) 前記(i)所載均衡的生產稅が賦課せらるべきこと。
  - (iii) 釐金稅中撤廢最も容易なるものに付其の一部を撤廢せしむること。
  - (iv) 谷類及鹽の輸出禁止を緩和し且棉花及鐵類の輸出稅を減免すること。
  - (v) 支那現行噸稅制度の改善を計らしむること。
  - (vi) 無擔保及擔保不確實外債の整理に付き満足なる計畫を樹て之を實行せしむること。
  - (vii) 關稅引上の實施期は何れの場合に於ても特別會議に於て之を決定せず之が決定は條約所定其の他の條件に關し支那側の國際義務實施に關する見據相當付きたることを外交團に於て認定したる後に讓ること但し如何なる場合に於ても關稅引上の實施は其の決定公表後相當の猶豫期間を設けしむること。

## 第二 支那關稅制度運用調整問題

海關現行制度の運用に付ては海關官吏の按配及關稅保管銀行の範圍擴張、海關用語等に付機會均等主義に基き

各國の對支貿易額及債權額等を考量して適當の調整を行ふべきこと。

## 第三 陸境關稅輕減率廢止問題

陸境關稅輕減率廢止に當りては右廢止が各陸境一律且同時に實施せらるべきことを條件として之が實施を承認すべきこと。

## （附屬一） 本決議第一の(v)及(vi)に關する理由書

(+) 元來華府關稅條約の精神たるや支那の財政を鞏固にするが爲英支「マツケイ」條約米支條約及日支追加通商條約の規定を實行するの措置を審議決定するを以て目的とするものなるが故に一方列國に於て相當の程度迄關稅率の引上を同意せざるべからざると共に他方之が爲支那財政の鞏固を來たし將來再び財政乃至借款整理の爲關稅率引上の必要を見るが如き事態の生ぜざるを確保すべきこと並之が引上の結果列國の通商に及ぼすべき影響を出來得る丈け緩和するの方法を講ずることを以て所要の條件とせるや疑なし而して右華府關稅條約第三條は釐金全廢に至るべき暫行的措置を規定するものたること勿論なるも之を以て列國既得の前記條約上の權利を放棄したるもの即ち「マツケイ」條約日支追加條約等の規定に全然無關係に二分五厘增徵を同意したものと認むるを得ず換言すれば右「マツケイ」條約等の範圍内に於て其の部分的實施を爲すことを同意したるものと爲さざるを得ず蓋し斯く解することなく二分五厘增徵は全然第二條の規定とは關係なく實行せらるべきものとせば二分五厘關稅引上ののみが實施せられ釐金全廢其の他の條約所定條件の實行は永久に實現せられざることとなるべし此の如く列國が既得の重大なる權利を抛棄せるものと解釋するが爲めには華府條約第三條の規定は不充分なりと云はざるべからず加之華府會議に於ては二分五厘の增徵に關し帝國全權は使途制限及海關制度の運用調整の外貿易の打擊緩和の爲實施期を三年乃至五年延長することを條件とすべき意図を内示し其の結果實施賦課の目的及條件に付ては

全然之を特別會議に於て決定することとなりたる經緯より見るも二分五厘引上に對しても其の通商上に及ぼすべき影響を最少限度に爲すべき措置を講すると共に右二分五厘引上による增收が支那の財政をして相當程度迄安固たらしむべき費用に使用せらるべき確信を得たる後に非れば之に同意を與ふべき結合のものにあらざるは當然の次第なり。

(乙) 今特別會議に於て二分五厘の引上げを承諾する場合には支那關稅率は大體平均七分五厘となるべき處右七分五厘の輸入稅は現今我國其他各國の平均稅率に比し高率のものなるのみならず本邦對支貿易は其の貿易額及貿易品の性質上列國品と異なる特殊の地位を有し右引上に依り生ずる支那内地工業の間接的保護により最も大なる打撃を受くべきものなることは各國のそれと全く趣を異にする所なるを以て(註參照)之が緩和の爲本決議(丙)の條件を實行せしむること絶対に必要なる處此等各種條件は適當の方法に依るとときは支那の現狀よりするも實行必ずしも不可能ならざるのみならず其の内(甲)(乙)等の如きは英國側に於ても現に主義上承認し居るものなり。

(丙) 本決議に於ては通商障礙除去の爲各種條件を實行せしむるの外關稅增收の相當部分を外債整理に充當することには異議なきも右充當の方法としては漫然外債所有者たる銀行を救濟するが如きを以て満足せず此機會に外債整理乃至進んでは支那の財政に關し根本的整理を行はしめ以て今次の引上は充分支那財政上有用に使用せられ華府會議の豫想せるが如く之により支那財政の將來に付き確固たる見込を立てしむる趣旨に依り(丙)の條件を附加することを必要とせり然らざれば過去の實例及土耳其等の先例にも明白なるが如く不確實借款の整理は單に一時の息を繼ぐに止り再び期年ならずして今日以上の不確實借款の累積を見るに至るべく此の如きは支那の忠實なる友邦たる帝國に於て斷じて認容すべからざる所なればなり。

(丙) 以上に依り明なるが如く本決議が少數意見と異なる點は前者は通商障礙除去其の他支那側條約上の義務履行と二

分五厘附加稅實施とを關聯せしめんとするに對し後者は外債整理の必要上通商其他に關する條件は只希望として支那に之を承認せしむるに止め寧ろ速に二分五厘を實施すべしと爲すに在るが如く即ち多數意見に於ては速かに特別會議を開催し支那に對し華府條約實行に關する希望を拋棄せしめざるの適當なるを認むるも關稅引上げの實施期は支那の政情の安定其他支那の條約義務履行に關し相當の確信を得る時期迄即ち少くとも茲暫らくは之を延期すること止むを得ずとなすに對し少數意見に於ては先づ支那に二分五厘の引上げによる增收の實を收めしめて自然に政情の安定及條約義務履行等を爲すの機運を醸成せしめんとするに在り。

(丙) 然るに少數意見の如く支那側に於て條約義務の履行殊に關稅引上げに伴ふ條件を實行し得るの見據付かず其の財政殊に外債整理に付確たる見込立たざるに先ち關稅引上げの實行を承諾し併も關稅增收の外鹽稅其の他現在歲入の一部を擧げて之を外債整理に充當するが如きことある場合には窮乏せる中央政府は更に其の政費調達難に苦むに至るべき故に結局二分五厘の引上げは單なる一時的の外債整理を一部實行せしむるに外ならざることとなるべし外債整理は極めて必要なも根本的財政整理の一部として之を行ふに非ずむば更に將來に於ける關稅引上の誘因となるべき處あること前項(丙)所述の如く而も此の如き一時的整理を即時實行するが爲通商其他の條件を無視することは即ち目前の利益の爲に通商上永久の犠牲を拂ふものなるに付本決議(丙)の如く之が整理を一時延期することあるも通商上の條件を實施せしむると共に支那をして二分五厘引上げに由る增收を得る場合には支那財政を立て直し借款に依り遣り繰りを爲すが如き現狀を打破し歲出歲入の均衡を得べき確たる計画を立てしめざるべからず之れ支那財政の安固の爲め寧ろ其の永遠の利益に合致する所以なりと認む。

(丙) 關稅條約第三條の解釋に關し少數意見の採用する見解は到底列國に於て承認するものに非ざるは英國政府覺書に付て見るも明かるべく又政府に於ては從來大體本決議理由(丁)の如き見解を探り來りたるものなるが故に今度

に之を變更するの必要なしと認めらる尤も本決議(九)二分五厘實施期の決定を外交團に委任すること適當ならずとの非難あるに於ては之が決定の爲特に本會議に於て一の委員會を組織する等適當の方法を講ずることゝして差支なし。

註 支那の輸入上本邦品の占むる割合(百分率)は左表の通にして最近著しく減退せり。

(香港貿易を除く)

	日本	英本國	米國
大正 二年一三年	一一	一七	七
四年一七年	三五	一一	一〇
八年一九年	四八	一四	一八
一〇年一二年	二四	一六	一八

右の如き減退は戰後歐米品の商路恢復と支那の簡易工業の發達に職由す前者は暫く措き後者に就て見るに綿絲布は固より本邦の對支主要輸出品たる化粧品、石鹼類、「メリヤス」、「シーツ」、「タオル」、靴下等の綿製品、「セメント」、「ビール」、皮革、燐寸、蠟燭、印刷用品、草帽子、絹織物等の各製造業著しく發達し其製品は着々本邦品を驅逐し漸次南洋方面にも輸出せらるる状態なり而て大正十二年八月現在調査支那に於ける綿絲布業統計によれば日英支各國人の經營を合算して紡績錘數三、一六四、〇一一同「グラース」八六、二七六を算し又織布臺數一四、八六八に達し尙計畫中に於て註文済のもの錘數五十萬餘にして織布臺數四千を超ゆるが如きは斯業發達の状勢を語るものと云ふべし。

(附屬二) 本決議第一の(八)及(九)に關する少數意見

本決議第一の(八)及(九)に對し左の如く修正するの必要ありと認む。

- (八) 二分五厘附加稅及奢侈品五分の特別附加稅は左記條件の下に之を同意すること。
- (イ) 無擔保外債及擔保不確實外債を整理すること。
- (ロ) 正金銀行を關稅保管銀行たらしむること。
- (ハ) 蠶金廢止の準備を爲し且撤廢最も容易なるものに付出來得る限り速に其廢止に努むること。
- (二) 前記(三)所載均衡的生產稅制度を速に制定し其實施に努むること。
- (ホ) 支那をして外國人の居住、旅行營業並貨物の輸出入及輸送の自由に付條約上の義務(適宜排貨問題に言及すること)を確認し且出來得る限り誠實に之を實行せしむること。
- (ヘ) 穀類輸出禁止の主義を緩和し且原料品の輸出を自由ならしむべきことを聲明せしむること。
- (リ) 鐵道連絡の改善に努むること。
- (九) 關稅引上げの實施期は特別會議に於て決定すること但し其實施は決定公表後相當の猶豫期間を設ぐること。

(附屬三) 同上理由書

- 一 華府關稅條約第三條成立の沿革並に其の解釋上二分五厘附加稅には釐金廢止其の他の通商障礙除去を絕對的條件とすれば甚だ無理なるのみならず華府會議に於て英國委員は釐金撤廢に至る迄の過渡的措置として二分五厘增徵を主張し帝國委員より之を以て外債整理に充てむことを主張し且關稅制度に對し公平なる調節を希望したるに對し他國委員に於て之を特別會議に於て議するに異議なかりし外英支委員が支那政府財政上當面の需要に應じたる餘裕を以て土木其他公共事業に充つるの意見を漏らしたるのみにして特に其他の條件を主張し居らざるに付決議第一の(八)の如く各種の實行困難なる事項を條件とするは關稅條約第三條の精神に副はざるものと思はる。
- 二 之を支那の現狀より見るも右決議の如く支那政府に對し通商障礙除去に必要な廣汎なる措置の實施を強ゆる。

も其の實績を擧ぐること頗る困難なるべし。

三 支那現在の無擔保及擔保不確實外債約五億圓中本邦側の分三億餘に達し之が爲金融硬塞の今日我對支企業家及金融業者の被れる影響甚大なるものあり故に速に此等の外債を整理して此等對支金融業者の困難を救濟し以て對支借款團の活動を促進し支那の改造に對する借款團所期の目的を達成せしむると緊要なり殊に二分五厘增徵の爲本邦の貿易上蒙るべき打擊は左程重大ならざるものあり此際前記債權の整理は彼我の經濟的發展上誠に急務なりとす加之關稅增徵に依る外債整理に對しては初め英米二國側に於て反對の態度を執りたるも最近在支英國公使は之が必要を認むるに至り漸次本國政府を動かさむとするの意嚮を有するものゝ如くなるを以て此形勢を利導し我方の主張を貫徹すること得策なりと思考せらる。

四 以上の理由に依り二分五厘附加稅の增徵に對しては其の實施を遲延せしむるが如き通商障礙除去に關する事項を條件とすることなく成るべく之が實施を速かならしむる意味にて寧ろ支那當面の需要たる其の財政上の局面開展を援助すると共に無擔保及擔保不確實外債の整理及關稅保管銀行の二條件に重きを置き其他の事項に付ては暫く主義上の約束に止むることゝ致したし。

五 本決議第一の丸は支那の現情に顧み實現殆ど不可能なる條件を附したるものにて華府關稅條約第三條の精神に反し且關稅特別會議を機會とし無擔保及擔保不確實外債整理を希望する我國に取り不得策と認む。

第八小委員會審議事項たるダンピング其の他經濟上不正なる競争を防止する手段に關しては、大戰後獨逸、白耳義、佛蘭西、ボーランド其の他通貨の甚しく下落せる國に生産せる鐵鋼、藥品其の他の貨物が、甚しき廉價を以て本邦に輸入せらるゝことゝなりたる爲め、至急審議を爲すの必要を生じたのである。本委員會に於てはダンピングとは何ぞやに付種々の議論を生じ、又前記通貨下落の場合の如き貨物生産者の意思によらずして自然に廉賣が行はるゝ場合に

も、之をダンピングと看做すべきや否やに付疑議を生じた。依て不取敢大正十年制定の關稅定率法第五條二として不當廉賣の輸入防止に關する規定を設け、不當廉賣品の輸入又は輸入品の不當廉賣により本邦に於ては重要產業が危害を被るの虞あるときは、勅令の定むるところに從ひ、輸入物品の價格以下に相當する割增關稅を課し得と規定した（備考參照）。然るに特定輸入品が不當廉賣を爲し居るや否や、又右不當廉賣により本邦重要產業が危害を被るの虞れあるや否やに付ては、不當廉賣審査委員會の審査を経るを必要とした。而して右審査は外國貿易に於ける特定輸入市場に於て、輸出國に於ける生産費又は市價より廉賣せらるゝ例は甚だ多きに付、一々斯かる場合に不當廉賣法を適用するは甚だ煩に過ぐる外、本邦輸出品が海外市場に於て同様の不利なる取扱を受くるに至るの虞れあり、又之を爲替ダンピングの場合に限定せんとせば、前記獨、白、佛等の輸入品に對し全面的に不當廉賣法を適用せざるべからざるの不便あり、結局本委員會の審議の結果採用せらるゝに至つた關稅定率法第五條ノ二となりたるダンピング防止の規定は之が運用を見るに至らずして止んだ。

#### 備 考

##### 本邦關稅定率法第五條の二

不當廉賣品の輸入又は輸入品の不當廉賣に因り本邦に於ける重要產業が危害を被るの虞あるときは勅令の定むる所に依り不當廉賣審査委員會の審査を經て當該物品を指定し之に對し期間を定め別表に定むる關稅の外其の正當價格と同額以下の關稅を課することを得。

前項の規定に依り指定せられたる物品にして既に輸入せられ不當廉賣者又は其の代理人の所有又は所持に係るものに對しては前項の規定に準じ不當廉賣者又は其の代理人より附加關稅を追徵することを得。

前項の規定に依り追徵する附加關稅は國稅徵收の例に依り之を徵收す。

第九本小委員會に於ては永代借地權の處分に付、小村條約改正當時に於ける審議を蒸し返し、全面的買收案及土地

所有權に更改の上更に一定の補償金を附與するの案が審議せられた。以上二方針の下に關係外國政府との間に外務當局により内交渉が開始せられたるも、關係外國政府側よりの要求過大にして到底彼我の間に一致を見るべき見込がなかつた。今参考の爲め當時に於ける永代借地權所有者國別調査表を示せば次の通りである。

第十表 永代借地權所有者國別調査表（大正十年一月一日現在）

國名	坪數	筆數	時價	永代借地料
英國	一六〇、八七九	三六三	二一、八八四、〇三五	三〇、八一六
美國	七二、七七九	一五七	七、四七六、七五四	一三、七七五
法國	三六〇、二九	五九	四、四五三、三六二	七〇、一一一
佛國	一一〇、五九	八	二四五、七〇五	四七二
露國	一一一、七二六	一一	三、九八六、二八二	五、九九〇
支那國	五、五三三	一一	三三三、二六九	八六六
瑞國	五、三〇四	一六	八一九、五〇〇	一、二一〇
葡國	一二、五一六	二九	一、五五三、二八三	一、一五〇
和國	一、一三	一	三、六七三	一四
白國	四、三三七	一〇	二一三、七一四	五二八
英國	三六九	二	一二、三五四	四四
米國	六四九	四	二八、二一九	七八
佛國	九九九	一	二九、九七〇	一〇〇
露國	三三四、一九二	七七二	四一、一二〇、一〇〇	六三、一六六
支那國	一二、三〇四	七七二		
瑞國	一二、三五四	七七二		
葡國	二八、二一九	七七二		
和國	三、六七三	七七二		
白國	二九、九七〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二		
米國	一〇〇	七七二		
佛國	一〇〇	七七二		
露國	一〇〇	七七二		
支那國	一〇〇	七七二		
瑞國	一〇〇	七七二		
葡國	一〇〇	七七二		
和國	一〇〇	七七二		
白國	一〇〇	七七二		
英國	一〇〇	七七二	</	

陸奥外務大臣の時に至つて、諸外國をして治外法権を撤廃させると同時に内地を開放するも、土地所有権は之を與へないことに決した結果、其の代り條約を以て從來の永代借地権を確認することとなつたものであり、爾來其の状態が引續いて今日に及んで居るのである。

元來永代借地に關しては陸奥條約に基いて地券に明記された一定の借地料の外は別に何等の課税もなし得ないことになつて居るのであるが、明治三十八年家屋税問題に關する海牙に於ける國際仲裁裁判の判決に依り、單に永代借地のみならず其の上に存する建物に對しても亦課税の制限を受けるに至つたのである。而して之に引續いて起つた問題は、然らば如何なる租税が永代借地及建物に關する租税として免除されるべきものであるかと云ふことであつて、此の點で關係國との間に起つた紛争が容易に解決を見ない爲に徵稅上著しい障礙を生ずるに至つたのである。加之、其の後に於ける國費及地方費の膨脹と相俟つて租税増徴の趨勢に伴つて、永代借地料と免稅額との關係が益々均衡を失ふ様になつたので永代借地制度の存續は、地方財政や國民感情に對して、種々の惡影響を與へるに至つたものである。

本制度は治外法権時代の遺物とも云ふべきものであり、且又、右に述べた様な紛争の絶間が無い様な複雜にして變態的な権利關係を伴つて居るものなので、帝國政府に於ても、夙に斯る制度を解消して永代借地権を通常の土地所有權に變更せしむべく、從來關係國との間に幾度か交渉を重ねて來たのであるが、永代借地権には免稅の特典が附隨して居る關係上、外國側に於て其の特典に對して巨額の補償金を要求する等のこともあつて容易に議が纏まらず、遂に今日に至る迄交渉が妥結を見得なかつたものである。

右に述べた如く、永代借地制度を解消させると云ふことは帝國政府の久しい懸案であつて、外交交渉の歴史から云つても其の解決は極めて困難であつた案件の一つなのである。然し本問題の根本的解決が遷延するに伴つて、政

府當局として此の上看過し得ない様な諸種の弊害を生ずるに至つたので、最近に至つて政府に於ては、愈々其の最終的解決を計るべき決意を以て凡ゆる努力を試みた結果、本問題に關して最も利害關係の多い英國政府から先づ本件解决に關する希望の申出があつて、昨年九月以来同國政府と商議を重ね漸く妥結に達したのであるが、之に引續いて米國政府からも本件解决方の提議があり、茲に兩國政府の友誼及互讓の精神と相俟つて、今般日英及日米兩國間に於て、本問題の最終的解决に關する取極を成立せしめ得るに至つたものである。

本件日英及日米取極は共に同一の内容を有するものであつて、其の要示は、(一)昭和十七年四月一日に永代借地制度を終止し、其の際何等の補償を爲すことなく永代借地権を所有權に轉換すること、(二)昭和十七年三月三十一日迄免稅に關しては現狀を維持し、且、紛議のあつた租税で未だ徵收されず滯納となつて居るものに對しては、此の上納稅を要求しないことを定めて居るのである。

現在永代借地の坪數は約十四萬六千坪であるが、右の内英國人關係のものは約六萬四千坪、米國人關係のものが約三萬一千坪即合計約九萬五千坪に達するから本取極に依つて大部分の永代借地を整理し得るに至つたものである。

政府としては爾余の關係諸國との間に於ても日英、日米間に於ける取極と同様の趣旨に依り解决を計る方針の下に、既に交渉が開始せられて居るが、英米の場合と同様圓満なる妥結を見るべきものと信じて居るのであつて、右の結果斯る治外法権時代の遺物を一掃し得るに至るべきものと期待して居る。

二 日佛間及日瑞間に於ける永代借地制度解消に關する外務當局談（昭和十二年

四月十五日）

永代借地制限の解消に關しては、曩に英米兩國政府との間に夫々最終的取極が成立し、昭和十七年四月一日を以

て其の永代借地権を所有権に轉換せしめ得ることとなつたのであるが、今般更に英米に次で永代借地の坪數の多い佛蘭西及瑞西の兩國政府との間に夫々同様の取極が成立するに至つた。

日佛間に於ける永代借地制度は安政五年九月三日の日佛修好通商條約に、又、日瑞間に於ける永代借地制度は文久三年十二月二十九日の日瑞修好通商條約に夫々起原を有して居るものであつて、其の後明治二十九年八月四日の日佛通商條約及同年十一月十日の日瑞通商條約に依り、英米の場合と同様永代借地権が確認せられ、爾來今日に至つたものである。

今般の兩取極は英米兩國政府との間のものと全然同趣旨の内容を有するものであつて、本取極に依つて、佛國人關係の永代借地約二萬一千七百坪瑞西國人關係の分約八千坪を整理し得ることとなるので、英米人關係の分及最近日本法人の所屬に歸した白耳義國關係の分を合計すると、總坪數十四萬五千六百坪中約十二萬五千五百坪を整理し得る次第である。

爾余の關係國である丁抹、伊太利、葡萄牙、和蘭の四國政府も主義上同様の取極について異存がないと言ふので遠からず交渉も纏まるべく、從て昭和十七年四月一日を期して斯る變則的な制度を一掃し得ることとなる次第である。

尙獨塊等に關する限りは大正八年特殊財產管理法の適用により、永代借地権を收用の上本邦國民に所有権として入札の上取得せしむることとした。本小委員會決議を示せば左の通りである。

#### 永代借地權處分方法に關する決議事項（大正十一年十一月十三日決議）

永代借地権は徵稅其の他の關係上常に紛雜なる問題を包藏し其の處理に當りては尠からざる困難を伴ふのみならず、國家の體面上より見るも成るべく速に之が整理を行ふは極めて緊要のことなりとす、而して之が整理の方法に

付ては大體左の方針に従ひ關係國政府と交渉するを以て最も當を得たるものと認む。

#### 一 永代借地権の處分

永代借地権は之を土地所有権に變更す。

#### 二 權利變更の代償

(一) 永代借地権者の享有する免稅特典に對し、一定の一時補償金を交付す、但し其の金額は現に借地権者に對し免除しつつある租稅額中より借地料を控除したる殘額を法定利率にて還元して得たる額以内とす。

尤も交渉の模様に依りては一定の一時補償金の外更に其の所有権に變更せられたる土地に對し一定の期間地租及土地の反別地價又は地租を課稅標準とする地方稅に限り之を免除するを妨げず、但し此の場合に於ては右一時補償金と所定免稅期間内に於ける免稅總額を補償金支拂時の現價に換算したる額とを合算せるものが前記金額の範圍内たることを要するものとす。

(二) 補償金は土地所有権に變更せられたる永代借地の評定價格に應じ之を分配す。

#### 三 既納及滯納稅金の處分

明治三十二年陸奥條約實施以來外交上の問題となりたる一切の租稅は之を還附又は追徵せず、尤も右實行困難の場合には最近五年間を限り既納の所得稅及同附加稅は之を還附し、又滯納の營業稅、同附加稅及市稅（土地及建物に對する市稅を除く）は之を追徵することとなすを得。

第十小委員會所管審議事項たる關東州及特殊の利益を有する地域（即ち満鐵附屬地）生産物を本邦に輸入するに當り特別優遇方法を設くる件に付ては之れを可とする趣旨の決議大正十三年十一月八日成立し、其の成果として大正十四年六月の關東州生産物特惠關稅法が制定せられた。同稅法に於て特掲せられたるものは、本邦へ輸入せらるゝに當

り無税又は減税の利益を受くることとなつた(後述第五節第二款参照)。當初此の如く關東州生産物に對し優遇を與ふることは、租借地の性質と兩立せず、即ち之を敢てする場合には英米等通商條約中に最惠國待遇を有する諸國より之が均霑の要求を受くるに至るべしとの反對論が強硬であつた。然れども關東州と略其の性質を等ぶするパマナ運河地帶の生産物に對し米國が其の本國へ輸入するに當り無税となし居る實例もありたるにより、本邦に於て此の際關東州生産物を如何に優遇するも差支なかるべしとの議論に落付いた。又同特惠關稅法制定と前後して調印を見た大正十四年七月三十日調印の日英補足通商條約第三條には、日本租借地に本條約の適用せらるべきを明記し、間接に條約適用區域たる相互間の通商は最惠國待遇の適用外なることを明白にした。

尙租借地と同様南滿鐵道附屬地帶生産物に對して特惠を設け、以て右地帶内に設立され居る鞍山及本溪湖製鐵所生産の銑鐵に對し無税輸入の便を與へんことを欲したるも、右は理論上甚だ困難なるのみならず、米國等との間に國際紛争を生ずべき虞ありたるに付之は思ひ止り、右に代へ是等地帶内生産の銑鐵輸入の際には本邦側に於て間接手段により一定額の獎勵金を與ふることとなつた。本邦としては本邦と諸外國との通商條約を一律帝國植民地たる臺灣、樺太、朝鮮及關東州並に南洋委任統治地域に適用するも法制上、經濟上何等差支なきことが確かめられたが、諸外國中には本邦との通商條約を自治領、植民地等に實施せざる方針を探るものが多い。そこで本調查委員會決議に於ては是等外國植民地等への條約適用の範圍を多からしめんとする目的の下に從來に於けるが如き片務的規定を排し英帝國、佛國等の如く植民地等に對し條約不適用主義を採用する國との條約に對しては相互主義の下に、帝國植民地に對しては脱退の自由を留保することとした。本委員會決議を示せば次の如くである。

帝國植民地へ條約適用等に關する決議 (大正十三年十一月八日決議)

一 帝國植民地殊に關東州南洋委任統治地域にも内地同様通商條約を適用し差支なきこと但し植民地の適用を除外

せる國に對しては我方に於て一部の不適用又は脱退の自由を留保し置くこと。

二(イ) 關東州は關稅上内地と同様に看做し得るの權利を留保すること。

(ロ) 右權利實行の方法並關稅上優遇すべき物品及其の優遇程度は關係各廳協議の上之を定むること。

三 南滿洲鐵道附屬地帶内の生産物に對しては關稅減免以外の手段に依り相當優遇の途を講ずるも妨なき様の措置を講ずること。

四(イ) 朝鮮、關東州及樺太各陸境よりの輸入貨物に對し特別の場合に優遇し得べき權利を條約上留保するを可とすること。

(ロ) 前項優遇の方法、物品及程度は關係各廳協議の上之を定むること。

第十一及第十二小委員會審議事項たる敵國臣民との契約にして國家的利益を害するものを解除すること及敵國人の勢力下にある内國法人に對し制限を加ふることは、巴里經濟會議の決議により他の聯合國に於ては之を可と認めたるも、本邦に於ては法制上之が實施を甚だ困難とし、又本委員會に於ては特に之が爲め新たに法律を制定するの必要なしと決議した。依て結局此の種法規問題は講和條約第十編第四款財產、權利及利益並に第五款契約時效、判決に關する規定により之を處理することとなつた。即ち兩小委員會決議は次の如くである。

獨塙等臣民との間に締結せられたる契約に關する決議事項 (大正八年十二月十日)

獨塙等臣民との間に締結せられたる契約にして國家的利益を害するもの現存せざるものゝ如し假りに在りとするも今日に於ては之が解除に關する立法を爲すの必要を認めず。

外國人の勢力下に在る内國法人に對し制限を加ふるの要否に關する決議事項 (大

正十一年六月十日決議)

外國人の勢力の下に在る内國法人に對し新に制限を加ふるの必要を認めず。

理由

歐洲大戰の初期に當り聯合國側に於ては戰後獨墮等の敵國側が聯合諸國に對し經濟的侵略を試みんとする企圖あるを虞れ之が對抗策を講ずる所あり一九一六年六月巴里に於て開催せられたる聯合國經濟會議に於ても(一)戰時的措置(二)過渡的措置及(三)永久的措置の三種に區別し共同的又は個別的に聯合國の執るべき方針を議決したるが其の戰時的措置中に於て(甲)對敵通商の禁止(乙)聯合國領土内に於ける敵國商社の差押又は管理を實施すべき旨を決議すると同時に聯合國の商業、工業、農業及海運業の回復期に於ける應急手段(即過渡的措置)中に其の(丙)として

聯合國は敵國臣民が聯合國領土内に於て國防又は經濟的獨立に關係ある或る種の工業又は職業を營むことを阻止せむが爲めに採るべき共同又は各別の手段を講すべし。

との決議を爲せり。

本邦に於ては右の決議に基き戰時中對敵取引を禁止し又本邦領土内に於ける敵國商社の管理を實行したるが尙戰爭終結後外國人の勢力の下に在る内國法人に制限を加ふるの要否の問題を存す。

仍て本問題を按するに戰爭の結果は幸にして獨壟側の慘敗に終り其の海外に於ける經濟的勢力は殆ど潰滅に歸したるのみならず今や財政經濟上非常なる窮境に陥り近き將來に於ては聯合諸國に對し經濟的侵略を實現すること能はざる状態に在り從て此等諸國に關する限り外國人の勢力の下に在る内國法人に對し制限を加ふるの必要を見ざるに至れり。

加之戰後列國の形勢は漸次協調的に傾き成る可く經濟上の障壁を撤廢し銳意歐洲戰爭に基く經濟上の創痍を回

復せんと努めつつあり今回の一ノア會議に於ても原則として外國商社に對する課稅上の差別的待遇を撤廢すべしとの決議を見たる次第なり特に我國は常に通商平衡待遇主義を主張し國際聯盟總會又は其の他の國際會議等に於て右の主張を提倡せる事實に鑑みるときは外國人の勢力下に在る内國法人に對し新に制限を加ふるが如きは其の平常の主張と相矛盾するものと言ふべきなり。

翻て外國人の勢力の下に在る内國法人の現狀如何を見るに農商務省より各地方長官に照會し調査したる處に依れば現在此の種に屬するものと認むべき内國法人の總數六十六、之を其の目的別より見るに貿易業の十二を最多とし電氣業の五、運送業の四之に次ぐ又之を地方別より見れば神奈川縣の二十五を最多とし大阪府の二十一之に次ぐ。而して其の勢力の程度に至りては各社に依りて各差異あり或は理事者の大半が外國人にして其の株式又は出資の大半亦外國人の保有に屬するものあり或は外國人の勢力と本邦人の勢力と相半するものありと雖も概して之を言へば本邦の國防上並に經濟上の獨立を脅すが如きものあるを認め難く今後に於ても俄に斯かる状態の出現すべしとは豫想すること能はず故に此の際斯る法人に對し制限を加ふるの必要は之を認めざるなり。

尙現行法制上外國人の勢力の下にある或る種の内國法人に付ては其の權利に若干の制限を加へらるゝものあるを見ると雖も一面外國人の享有する權利に對する制限も漸次縮少せられんとする傾向に在るに鑑み斯る法人に對する制限も更に之を擴張するの必要を見ざるなり。

第十三小委員會審議事項に付從來列國との條約交渉中本邦に對し不正競爭防止の目的を以て原產地表記に關する一八九一年の馬德里協定に加入することを求めたるもの多く、殊に對獨和平條約第二百七十四條及第二百七十五條等に於ては、不正競爭防止に關し片勝的に獨逸に對し其の義務を負はすこととした。然れども本委員會に於ては本邦としては右マドリッド條約が未だ多數諸國の同意を得ざるが爲め、國際關係上之が加入を有利と認めるゝの時機迄之に

加入せざることを可と認めた。尤も不正競争防止問題に付ては國際通商發展上趣旨に於て反対し得ざるところなるに因り前段述べたるが如く一九二五年十一月六日海牙調印の工業所有權改正條約に加入することとした。又審議事項二、獨換等臣民の保有する工業所有權處分問題に付ては既に述べたる如く、大正八年特殊財產管理に關する緊急勅令により不取敢管理手段を探りたる後帝國の國防上及產業上必要的ものに付ては換價處分を爲し帝國臣民に之を讓渡せしむることとした。

#### 原產地表記に關する條約に加入するの可否に關する決議事項（大正十一年六月）

##### 八日決議)

虛偽原產地表記禁壓に關する馬德里協約に對しては我國より進んで之に加入するの必要なしと雖も國際關係上有利なりと認められるゝときは之に加入すること。但し實施に當りては相當の猶豫期間を認めしむること。

##### 理由

虛偽の原產地表記禁壓に關する馬德里協約に加盟すべきや否やは從來の懸案なるが本協約の要旨は

一、締盟國又は其の一地方を直接又は間接の方法に依り原產地と虛構せる表示を附せる一切の生産物は締約國に輸入せらるゝに當り差押へらるゝこと差押は虛偽の原產地表記が行はれたる國內又は右の表記を有する生産物が輸入せられたる國に於て均しく行ふを得べきこと。

法令に依り輸入の際差押を許さざる國に於ては輸入禁止を以て輸入差押に代へ得ること。

法令に依り國內に於て差押を許さざる國に於ては其の國國內法が同様の場合に國民に許與すべき行爲及處分を以て差押に代へ得ること。

二、差押は利害關係者よりの請求に依り行はるべきこと。

#### 三 一般的性質を有する呼稱にして本協定を免るべきものは各締盟國の裁判所之を判決すること。

##### 但し葡萄の製造品に對する地方的原產地呼稱は此の限りにあらざること。

等にして我國が之に加入したりとせば締約國の一切の生産物にして我國又は他の締約國又は其の一地名を直接又は間接の方法に依り原產地と虛偽したる物品の我國に輸入せられたるとときは輸入の際差押へ又は禁止其の他必要な手段を探り得ると共に又我國に於て他の締盟國又は其の一地方名を原產地と偽稱し締盟國に輸出したる場合に於ては同様の制裁を受くることとなる。倘我國が本協約に加入するの可否に付て考察するに單に正義上の見地よりすれば之に加入するを拒否するの理由に乏しと雖も我國の商人又は製造業者が從來英國又は獨逸等の原產地を商品に表記し之に依り國內及國外に於て此等諸國の商品と競争を試み產業貿易の發展上幾分の効果を收めたる事實もあり此の際之を禁壓するは產業上貿易上多少の不利を蒙るの懸念あり故に我國より進むで之に加入するの要なかるべし然れども若し此の幾分の不利を忍び原產地の偽表記を禁壓するとするも我國は之に對し品質の改良生活費の低減等を以て之に對抗するの途なきにあらず寧ろ今後に於ては努めて斯かる方向に當業者を指導し商業道德の向上を促すことを得策とするものと見られざるに非ざるに若し將來國際關係上之に加入するを有利とする事情發生したる場合に於ても尙且我產業貿易上に幾分の不利あることを理由として加入を拒むことは穩當ならずと認むるを以て斯の如き場合に際會せば之に加入するを可なりと認む。

但し之が實施に當りては當業者一般に之を告知するの要あり且つ法制其の他の準備をも要するを以て相當の猶豫期間を認めしむるの必要あるべし。

尙右に關聯して從來原產地偽稱の事實なきに非ざるもの之を商慣習として尊重せしむる程度のものとは認め難し。

## 獨墺等臣民の保有する工業所有權處分方針に關する決議事項（大正八年十二月）

二十日決議

## 第一 獨墺等臣民の保有する工業所有權に對する戰時中の措置

## (甲) 開戰當時より大正六年工業所有權戰時法制定に至る迄の間に於ける取扱狀況

戰爭の開始は工業所有權に關する萬國保護同盟條約に如何なる影響を及ぼすべきものなりや即ち萬國工業所有權保護同盟條約は交戰國間に於ては開戰と同時に其の效力を喪失するものなりや、其の效力を停止するものなりや將た依然其の效力を繼續するものなりやに關し開戰當時に於ては朝野の間に論究せられたる所なるが大正四年四月十五日大審院に於ては萬國工業所有權保護同盟條約は交戰國相互の關係に於ては戰爭開始の時より平和克復の時に至る迄其の效力を停止し從て特許法第三十七條意匠法第二十三條商標法第二十二條及實用新案法第二十一條の結果帝國內に住所又は營業所を有せざる敵國人は同盟條約の效力の停止と共に一時工業所有權又は之に關する權利を享するする適格を喪失するものなりとの趣旨を以て判決を下したり而して帝國政府に於ては大正六年工業所有權戰時法の制定せらるゝに至る迄は敵國人の工業所有權に對し特殊の取扱を爲すが爲め別に法律規則を制定することなく又行政處分を以て敵國人の工業所有權に對し制限を加ふるが如きことなくして推移し來れり。

## (乙) 工業所有權戰時法の制定

然るに大正五年に至り聯合國は所謂巴里經濟會議を開催し其の附屬専門委員會に於て敵國人の有する工業所有權に對する態度を決定し左の如き趣旨の決議を見るに至れり。

- 一 敵國人をして聯合國に於て一切の訴權行使せしめざること。
- 二 右の留保を爲し且相互的取扱を條件として權利の回復を認むること。

## 三 然れども敵國人が同盟條約に依る出願の優先權を主張して爲したる特許出願は合式且善意に得たる特許權を害するを得ざること。

之れなり。帝國政府に於ては本案に對しては其實行に付帝國議會の協賛を經ざるべからざること竝多少の例外を設くることあるべきを留保し大體の趣旨に贊同したるのみならず對敵取引禁止令を制定して從來の對敵取引自由の原則を一變する等一步一步對敵態度を改むるに至れり加ふるに對敵取引禁止の結果敵國人は我國に住所又は營業所を有する有無と問はず實際上我國に於て其工業所有權を實施すること能はざるに至りたるが故に帝國政府に於ては之が爲生すべき軍事上及公益上の缺陷を補ひ且聯合國と歩調を一にして敵勢を排斥するの必要上大正六年六月工業所有權戰時法を制定したり同法の制定に際しては我國の實際上必要な程度に於て敵國人の獨占排他的權利に制限を加ふると共に聯合國の先例と歩調を一にせんことを念とし

- 一 敵國人の工業所有權に關する出願に對しては戰時中之が特許又は登録を爲さず。（第一條第一項）
- 二 出願に係る發明、意匠又は考案が戰時中公知公用に至りたるときは其の出願に付ては特許又は登録を爲さず。（第一條第二項）
- 三 戰時中審判及抗告審判等に關する請求權を否認し。（第二條）
- 四 戰時中に發生したる特許權に對しては萬國工業所有權保護同盟條約に依る優先權の主張を認めず。（第三條）
- 五 既得の特許權に付ては時局の關係に於て軍事上又は公益上必要あるときは其の特許發明を専用すべき權利を特定人に附與し。（第五條）
- 六 尚時局の關係に於て軍事上又は公益上必要あるときは特許又は商標の登録を取消し得ることを定めたり。（第四條）

同法は大正六年九月十五日より施行せられたるが

- (一) 同法第一條第二項の規定に依り戰時中公知公用に至りたることを理由として其の特許を拒絶したるものは八十四件

- (二) 同法第二條に依り審判請求事件を却下したもの二十五件

- (三) 同法第四條に依り商標の登録を取消したもの十九件

- (四) 同法第五條に依り敵國人の特許發明に付免許したる専用権の數四百九十件に及べり。

尙参考の爲め左の統計表を添付す。

#### 一 敵國人所有工業所有権件數表

#### 三 敵國人所有特許權種類別表

#### 三 工業所有權戰時法に依る専用免許申請並處分件數表

#### 四 工業所有權戰時法に依り専用免許を申請したる特許發明の數並處分表

#### (丙) 獨逸國等に屬する工業所有權管理の件

講和條約に依り生ずることあるべき要價の擔保を保全するの必要上獨逸國、奥地利、洪牙利國若は土耳其國に屬し又は其の國人若は法人に屬する財產を管理する爲大正八年六月二十三日勅令第三百四號を以て「獨逸國等に屬する財產管理の件」制定せられたるを以て工業所有權に關しては大要左の如き方針を以て之が管理を實行したり。

特許權及特許を受くる權利に付ては大體に於て重要なものの多きを以て必要なきものは後日解除するの豫定を以て全部之を管理し實用新案權及意匠權に付ては重要なものなきを以て全部管理せず。

商標權に付ては營業と共に於けるに非ざれば移轉することを得ざるものなるが故に帝國內に營業を有せざる者の

商標權は之を管理するも換價其他の處分を爲すことを得ず從て帝國內に於て營業を有する者に付其の營業を管理するが如き場合の生じたるときに限り之を管理す。

以上の方針に基き管理に附したる特許權は九百十四件（内其の後存續期間滿了に依り特許權の消滅したもの四件あり）にして特許を受くる權利は百十三件なり。

此等の權利中必要あるものに付ては國を以て第一位とし専用權者を以て第二位とし質權者使用權者若は實施權者を以て第三位とし隨意契約に依り評價人の定めたる價格に基き現實企業を爲すべき見込ある人に對し換價の上其の權利を移轉し必要なきものに付ては可成速に其の管理を解除する豫定を以て目下主務省に於て其の手續中に屬す。

#### 第二 對獨講和條約の締結

今回御批准あらせられたる同盟及聯合國と獨逸國との平和條約は工業所有權の問題に關しては大體に於て帝國政府の主張に合致し大要次の如く定めあり。

- 一 獨逸の工業所有權は可成開戰當時の原狀に回復すること。（第三百六條第一項）

- 二 同盟國及聯合國臣民は勿論獨逸國人に對しても工業所有權に關する各種期間の延長を認むること。

- (イ) 料金納付其の他の手續を履行すべき期間を平和條約實施後少くとも一年間延長す。（第三百七條第一項）

- (ロ) 同盟條約に依る出願の優先權主張期間を六月間延長す。（第三百八條）

- (ハ) 特許後何年間實施を怠るときは其の特許を取消すべしと謂ふが如き不實施期間中に戰時中の期間を算入せざるは勿論平和條約實施後尙二年間の猶豫を與ふ。（第三百七條第三項）

- 三 戰時中の特別措置に基く一切の行爲は有效にして且完全なる效果を保有すべきこと。（第三百六條第二項）

- 四 戰時中の侵害行爲に付ては訴權行使を認めざること。（第三百七條第三項、第三百九條）

- 五 失效したる権利の回復を認むるも其の失效中同一發明、考案又は意匠を實施し若は使用したる者を保護するが爲公正の見地より必要と認むる措置を執ることを得べきこと。（第三百七條第二項）
- 六 同盟條約に依る出願の優先權主張期間の延長を認むるも既に權利を取得したる者あるときは兩者相並立すべきこと。（第三百八條第二項）

- 七 戰前の實施契約は宣戰の日に解除ありたるものと看做すべきも前實施権者は平和條約實施後六月内に新に實施契約締結を請求するの權利を認むること。（第三百十條）

之れなり。

### 第三 平和條約實施後の措置

平和條約實施後に於ては工業所有権戰時法の規定は性質上戰後に涉り適用せらるべきものを除きては其の適用なきに至るべく從て戰時中獨逸國人の出願又は請求にして其の特許又は登録を停止しあるものは其の手續を進行すべきは勿論なり而して獨逸國人の有する特許権は完全に其の效力を恢復すべく戰時中發生したる專用権も亦平和條約に依り其の效果を確保せられたるが故に兩者は相對立して併立せしむるを以て相當と認む。主務省に於ても亦此趣旨を以て不日平和條約の實施と共に勅令公布の豫定なり。

又條約第三百七條第二項に所謂失效期間中の實施者保護にては其の失效中に已に同一發明、考案又は意匠に付権利を取得し又は権利を有せざるも事實上實施を開始したる者に對しては回復したる権利の效力を及ぼさざるを以て公正の措置なりと認む。主務省に於ても亦此趣旨を以て緊急勅令不日條約實施と同時に公布の豫定なり。

其の他條約に規定せられたる事項に付ては講和條約の公布あるときは該條約の規定は特許法第二十七條（實用新案法第二十一條意匠法第二十三條商標法第二十二條）に依り特許法の内容を爲すものと解するが故に特に之が施行

に付規定を設くるの要なきものと思考す。

唯條約第三百七條第一項に於ては戰爭の爲工業所有権に關し爲すべき手續を怠りたる締約國々民に對し其の手續を履行することを得せしむる爲本條約實施の時より少くとも一年の猶豫期間を與ふべき旨を定めありて各國劃一的の定めなし從て一年半の猶豫期間を與ふるも將又二年の猶豫期間を與ふるも各聯合國の自由に決定し得る所なりと雖一年間は必ず與へざるべからざるなり惟ふに斯の如き猶豫期間を與ふるの結果は失效したる権利を恢復せしめ延いて帝國臣民の權利關係に諸種の影響を及ぼすものなるが故に可成其の期間を短縮するを以て至當なりと認む。主務省に於ても亦此趣旨に基き本條項に依る猶豫期間は之を一年と定め不日必要なる手續を探る方針なり。

### 第四 特許權實施義務に關する件

本間に對しては大正五年十二月巴里に於て開催せられたる聯合國巴里經濟會議専門委員會に於て次の提案あり。「左記事項の決定に付聯合國の合意を望む。

發明特許の不實施は必然特許權者の失權を來すことなし但し次の留保を爲す。

- 一 義務的實施許諾を與ふることを得

二 各國は獨占の弊あることを正當に認めたる場合に特許を取消し又は收用するの權利を保有す」

本案に關しては當時帝國政府は戰時に關係なく且重大事項なるの故を以て單に他國委員の意見を聽取し置くに止め贅否の意見を言明せざりき然るに本年三月在巴里帝國講和委員より本件に付佛、英、伊三國は右提案の主義に適合する法規を制定せむが爲目下立案中の趣なるに依り該主義に對する帝國政府の意見を問合はせ來りたるを以て主務省に於ては考究の結果右主義に同意する旨在巴里帝國講和委員に回答したり然るに此問題を討議すべき國際常設經濟委員會は延期せられ遂に本年七月七日開催せられたるも當時已に講和條約の調印を了し本委員會存續の必要な

きに至りたるを以て本委員會は無期限に延期せらるゝこととなり本間に付ては帝國政府は遂に意見を表示せずして終れり。

#### 第五 中央局設置に關する件

本案は曩に大正五年巴里經濟會議專門委員會に於て討議せられたる所なるが佛國政府に於ては今回の平和會議を機とし中央局設置の條約案を提議し會議に參加せる諸國の贊同を求め聯合國間の會議を開催せんことを希望し來れり惟ふに本案は假に之を實行するも格別出願人の負擔を輕減することを得ざるべく且中央局の審査は到底完全を期することを得ざるものと認むるが故に本案の實施は實に困難なる問題なるべしと豫想せらる然れども本案に付ては不日聯合國間の會議に於て討究せらるべき所なるを以て其の會議に於ける各國の意見を聽取し篤と利害を考慮したる上決すべき問題なるべしと信ず。

#### 第六 同盟及聯合國と獨逸國との平和條約中期間延長に關する利益を中立國人に擴張適用するの件

同盟及聯合國と獨逸國との平和條約に於ては工業所有權に關し戰時中懈怠したる手續を履行することを得せしむる爲猶豫期間を認めたるが此種の利益を自國民にも亦許與せられたき旨瑞西聯邦政府より申込あり同様の要求は他の中立國よりも提出し来るべし惟ふに本問題は彼此有する工業所有權の數其の他の關係を考慮し決すべきものにして少くとも相互主義を條件として決定すべきものと認む。

#### 第七 巴里經濟會議專門委員會議題の件

##### 甲 案

###### 敵國人の工業所有權及著作權の取扱に關する決議案

敵國人民は宣戰の日より講和の日に至る迄の間に起り且つ發明特許製造標又は商標意匠及雑形より生ずる權利

を害する性質を有すと認めらるゝことあるべき事實に關し聯合國に於て一切訴權行使するを得ず特許標章意匠及雑形に關し戰爭中聯合國の法律に準據せる決定に基きて行はれたる行為に關する訴權は聯合國に於て一切之を受理せざるものとす。

右の留保を爲し且つ敵國に於て聯合國の人民に最も完全なる相互的取扱を與ふることを條件としたる上にて發明特許製造標又は商標、意匠及雑形所有者権利者又は出願者は宣戰の際其享有したる一切の既得又は未定の権利を聯合國に於て回復せしめらるべし。

但し右権利保存に關し國內の法律規則に依り定められたる一切の手續又は義務を規定の期間内に履行することを要す。

右に拘らず敵國人が聯合國に於て萬國同盟條約の優先權を主張して爲したる發明特許の出願は如何なる場合に於ても同盟條約に加入せる聯合國に於て戰爭中合式且善意に得たる發明特許より生ずる（何人の爲めに生ずるものたるを問はず）権利を害することを得ざるものとす。

##### 乙 案

(一) 特許の不實施は當然特許證書の権利を喪失せしめず但し政府は實施の許諾（licence obligatoire）を強制するを得べく又專賣の濫用あるときは特許を取消することを得べし。

(二) 特許證附屬の明細書が發明を實施する爲十分詳密ならざるか又は發明者の使用する眞正なる方法を完全且誠實に示さざるときは特許を有效と認めず。

(三) 定量の化學原素の化合より成る製品及各種の藥劑又は醫藥品は特許を與へず但し此等の物品を得る爲用ゐる手段方法は特許の目的たることを得べく且手段方法に關する特許の効果は該手段方法に依り直接に得たる製品に及

ぶものとす（獨逸及葡萄牙の主義なる由）

(四) 特許権の譲渡又は實施許諾及一般に影響する一切の行為は當該官廳の帳簿に登録するに非ざれば之を以て第三者に對抗するを得ざらしむ。

(五) 特許権の存續期間を成るべく長からしめ且之を齊一ならしむること。

(六) 特許出願の登録及審査に關する聯合國中央局を「プラッセル」に設置す中央局は最先に出願ありたる本國當該旨總より出願書類の送付と受取(登録)する委員會者國に多數す中央局より出願者の請求に應じて寺

期の前後に關する審査を爲し出願者は審査の結果に付通知を受けたる後一定の期間内に中央局を通じて本國及他

國に於ける出願を取消すことを得右期間經過後中央局は必要ある場合の爲審査の結果を各國に通報し各國

(七) 特許権の附與に先立ち害關係ある第三者をして其の知了に係る事實を理由として抗議をなすを得しむ。

(八) 商標権を原則として最先の商品識別のため用ゆる記號は登録せざる場合に於ても普通法及不正競争に關する法

律の保護を受くることを得しむ。

(九) 商標登録の手續を簡易ならしめ之れに關する費用を減すること。

丁 建築術及工芸の藝術 (Arts Plastiques) に関する意匠及雑形が工業に應用せらるゝことを保護す。

(三) 意匠及雑形を國際的に登録し創作の前後に關する認定を容易ならしむ。

〔三〕特許商標意匠の分類を各齊一ならしむるが右實行困難なるときは齊一なる記載的分類を各國の分類に併記するこ

(四) 虚偽の原産地表示を嚴重に取締るため原産地を誤り又は誤解せしむべき文字記号を用ゐたる生産物の輸入を禁止し又は輸入の際之れを差押へること。

地名を用ゆる生産物の原産地表示に關する解釋を一にすること。

第十一表 工業所有權戰時法に依る専用免許に關する統計表

國名	種別	特許權	實用新案權	意匠權	商標權	計
獨	地	八〇二	一〇〇	一六九	一〇〇	三一三七
士	牙	六九	一一九	五三	一六九	三一三七
塊	耳	三八	一五四	一五	一〇〇	三一三七
洪	計	一	三七	二	一	一
土	地	九一〇	一	一	一	一
獨	牙	一	一	一	一	一
士	耳	一	一	一	一	一
塊	計	一	一	一	一	一
洪	機械工業	五五〇	一七一	一〇	一八一	一八三
土	化學工業	四五三	一七一	二	九八	六二九
獨	電氣工業	一六	八一	一	一	一
士	計	一	一	一	一	一
塊	國名	國名	種類別	二	二	二
洪	地	牙	耳	地	牙	耳
土	利	利	利	利	古	逸
獨	利	利	利	利	利	逸
士	古	古	古	古	古	逸
塊	計	計	計	計	計	計

### 三 工業所有權戰時法に依る専用免許申請並處分件數表

種類別  
機械工業  
化學工業  
電

申請、處分 特許數		専用免許申請件 取却件數		専用免許申請件 取却件數		専用免許申請件 取却件數	
特許數		専用免許申請件 取却件數		専用免許申請件 取却件數		専用免許申請件 取却件數	
下許		下許		下許		下許	
計		計		計		計	
一七五	一五五	一六	一四二	一七五	一五九	一三七	三三七
一一七	一〇〇	一三	八二	九一	八七	八一	八八
一一七	一〇〇	一三	一	九一	八七	一	九一
機械工業	化學工業	電氣工業	電氣工業	化學工業	機械工業	化學工業	機械工業
一七五	一五九	一六	一四二	一七五	一五九	一三七	三三七
一一七	一〇〇	一三	八二	九一	八七	一	九一
一一七	一〇〇	一三	一	九一	八七	一	九一
三三三	二五六	二三二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
五六九	四九〇	三五	三五	三五	三五	三五	三五
八七	八八	八七	八七	八七	八七	八七	八七
雷電工業	化學工業	電氣工業	電氣工業	化學工業	機械工業	化學工業	機械工業

主義を宣明せる規定を見るに至つた(備考参照)。然るに其の後國際情勢は益々閉鎖主義に傾きたるに因り本邦に於ける沿岸貿易の相互開放は實行を見るに至らなかつた。

- 一 沿岸貿易を外國船に許與するの可否に關する決議事項（大正八年十一月四日決議）

二 日本内地、樺太、朝鮮、臺灣及關東州に於ける各開港間に又は相互の開港間に於ける沿岸貿易は相互主義の基礎に據り之を外國船舶に許與するを可なりと認む。

三 前項沿岸貿易の許與は成るべく英米等日本船舶の運航上最も利害關係を有する諸國との條約又は協定の明文を以て相互主義の基礎に據り之を附與するを可なりと認む但し特殊の事情の爲條約等の中に明記することを得ざる場合に在りては締約國船舶をして最惠國約款の解釋に依り無條件に帝國の沿岸貿易に從事せしむるが如きことなからしむる様適當の措置を講ずるを必要と認む。

四 平和條約の規定に依り帝國が將來統治の委任を受くべき領土内の各港間又は帝國との間に於ける旅客貨物の輸送は之を沿岸貿易と見るを得べきや否は國際聯盟の統治委任の形式又は實質の如何に依り決定せらるべきものなが假に沿岸貿易と認めらるゝこととなるも帝國海運の現狀に照し無條件に之を外國船舶に開放するも差支なき

ものと認む。

#### 備考

##### 一 明治四十四年日米通商航海條約第十三條及第十四條

第十三條 兩締約國の沿岸貿易は本條約の規定する限に在らず日本國及合衆國各自の國法の定むる所に依る但し締約國の一方の臣民又は人民は本件に關し他の一方の版圖内に於て最惠國待遇を享受すべきものとす。  
兩締約國の一方の船舶にして他の一方の版圖内の二箇以上の輸入港へ仕向けられたる貨物を外國に於て積載したるものは右諸港の一に於て其の貨物の一部を陸揚し更に他の一港又は數港に續航して其の地に貨物の殘部を陸揚することを得但し常に到達國の國法、稅法及稅關規則に從ふことを要す又同様の方法及同一の制限に依り締約國の一方の船舶は他の一方の港より其の國外に向ひ航行の途次該國の數港に於て貨物を船積することを得。

第十四條 本條約に於て別段の明文ある場合を除く外兩締約國は通商及航海に關する一切の事項に付其の一方が別國の臣民又は人民に現に許與し又は今後許與することあるべき一切の特權、恩典又は免除にして若し右別國へ無償にて許與したるものなるときは無償にて又若し條件を附して許與したものなるときは同一又は均等の條件を以て之を他の一方の臣民又は人民に及ぼすことに同意す。

##### 二 昭和二年日獨通商航海條約第十九條

沿岸貿易は本條約の規定より除外せらるべき右制度は各締約國の法令に依り夫々律せらる尤も此の關係に於て締約國の一方は自國に於て他の一方の船舶に對し同一の權利及特權を許與する限り他の一方が別國の船舶に許與し又は許與することあるべき所と同一の權利及特權を自國船舶の爲に要求することを得るものとす。

左の場合は沿岸貿易と看做さるべし。

一 外國より積載し來りたる旅客又は貨物の全部若は一部を陸揚する爲又は外國行の旅客又は貨物の全部若は一部を積載する爲一港より他港に航海すること。

二 通し切符を有する旅客又は外國に於て交付せられ若は外國を目的地とする通し船荷證券を有する商品を一港より他港に

運送すること

#### 第二款 戰後條約改正方針の要領

前節に詳説した内田外相時代の臨時條約改正調査委員會に於て決定した戰後條約改正方針は次の如く要約し得る。

一 日英關稅協定は之を廢止すること。但し本邦國定稅率は依然本邦財政及び產業の保護上最小限度に之を定むること。而して又右輕減又は据置により本邦輸出貿易を増進し得る場合に於ては双務的に關稅協定を締結すること。尤も右協定は現行日佛關稅協定に於ける如く一定の割引率を協定するに止め、本邦國定稅率に對應し上下しあげべきものとすること。

二 沿岸貿易は相互主義の下に之を開放すること。又沿岸貿易の範圍は之を局限し大洋を隔つる一國領土間の航海は沿岸貿易と看做さること。

三 私權の享有については内外人平等主義の下に機會均等自由開放を主張すること。尤も土地所有權及び鑛山權については相互的開放主義を採用すること。

四 外國人の入國居住旅行については機會均等自由開放主義を主張すること。但し止むを得ざる場合に於ては最惠國待遇を以て満足すること。

五 内外船舶に對しては平等待遇を主張すること。但し止むを得ざる場合には最惠國待遇を以て満足すること。

六 輸出入禁止制限は公安上又は衛生上の必要ある場合の外之を自由にすること。但し尠くとも最惠國待遇の保障は確保すること。

七 條約適用區域には植民地を包含せしがること。但し植民地加入を拒絕する國に對しては相互主義を主張し、臺

灣、樺太、朝鮮を除外すること。

- 八 最惠國條款は無償無制限とすること。但し一九二三年海港條約第七條により許與せられたる範囲に於て、陸境關稅に關し特惠關稅を設定し得る餘地を存し置くこと。

- 九 英帝國特惠關稅は最惠國條款違反と認め之が緩和を求むること。又特定の接壤地域に對し特惠を主張する國に對して我亦接壤のアジア諸國に對し特惠を設くる餘地を存し置くこと。

- 十 居住條約と關稅條約とは不可分のものとし、各國各自の都合により居住條約又は關稅事項のみを内容とする條約締結に反対すること。

濠洲、印度、佛領印度支那等日本貨物を排斥する國は所謂 establishment（居住入國）の條約だけを結んで關稅條約を結ばうとしない。それ故にかゝる方針をとつたのである。小村條約に於ては兩者を區別してゐた。

#### 第四節 戰後條約改正に關する國內法制の整備維持

##### 第一款 概 説

戰後條約改正方針を實行する爲めには三つの方法が採られた。其の第一は右決議に相應するやう國內法制を改正整備することであり、第二は國際聯盟を利用すること、即ち國際聯盟に於ける經濟委員會及其の主催國際會議に於ける條約の締結により其の目的を達することであり、第三は前記本邦に於て改正整備を見たる國內法制及國際聯盟に於ける活動を利用して各國との間に通商航海條約の締結改正を爲し國別に其の目的を達することである。而して其の第一戰後條約改正に相應する様國內法制に付如何なる改正を爲せしやに付ては本章第三節條約改正調査委員會に於ける審

議經過中に説明し置いたが、其の要旨は甲 明治四十三年法律五十一號に對し適當なる修正を加へ之を實施せること、  
 (乙) 朝鮮に本邦關稅定率法を實施し且つ内地、臺灣、朝鮮間に於ける關稅障壁を撤廢する爲め適當なる措置を探りたること、丙 關東州生産物に對し特惠待遇を與ふるが爲め特別法律を制定せること、並に丁 沿岸貿易の相互開放に關する法律を制定せんとせることの四つであつた。又第二に付ては曩に第四章に於て詳説するところがあつた。依て以下本節に於ては如何に本邦政府が前記條約改正方針に動搖を生ぜざらしめるが爲め自由主義的過去の法制維持に苦心せる模様を説明し、更に進んで次節に於て戰後條約改正方針に基く國別條約交渉の經過を説明するところあらん。

國內法制と戰後條約改正方針遂行との關係上困難なりし問題は條約改正方針に適合する様國內法制を整備すると同時に、前記改正方針に扞格せざる様國內法制を維持繼續せしむるの點であつた。戰後世界に於ける反動的經濟情勢益々熾烈なる最中に本邦のみ通商自由的法制を維持することは特に甚しき困難があつた。先づ最初に起りたる問題は、輸出入禁止制限を公安上又は衛生上の必要ある場合の外、外國輸入貨物に適用せず少くとも條約國に對し最惠國待遇の保障を確保すべきの方針を如何にして維持すべきやの點であつた。右方針の維持は大戰中戰時特別措置として農務省令又は内務省令を以て實行し居たる染料、工業藥品の輸出入許可制度を繼續し得ざるに至ると共に實際上甚だ困難となつた。續いて米穀法の制定及大正十三年濱口内閣當時奢侈品の輸入制限の爲め賛澤品關稅法制定の際一層困難なる問題を惹起するに至つた。以下之が經緯を説明する。

##### 第二款 染料輸入制限令の制定

大正九年一月十日對獨平和條約實施せられ平和狀態確立するに至ると共に、戰時中公布せられた大正三年八月二十日付内務省令第十八號等により各種藥品の輸出に付許可を要するの件及大正三年九月十八日付農商務省令第二十二